

平成18年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成18年11月28日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時25分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成17年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成17年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成17年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成17年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成17年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成17年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成17年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成17年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（22名）

委員 山居 忠彰 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 丹 正 臣 君

委員 小池 浩美 君

委員 平野 洋一 君

委員 遠山 昭二 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 田宮 正秋 君

委員 池田 亨 君

委員 菅原 清一郎 君

委員長 神田 壽昭 君

委員 北口 雄幸 君

委員 井上 久嗣 君

副委員長 粥川 章 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 足利 光治 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 斉藤 昇 君

委員 牧野 勇司 君

委員 中村 稔 君

委員 岡田 久俊 君

事務局出席者

議会事務局長 辻 本 幸 慈 君

議会事務局
総務課主幹 近 藤 康 弘 君

議会事務局
総務課主事 岩 端 聖 子 君

議会事務局
総務課長 藤 田 功 君

議会事務局
総務課主査 浅 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

委員長(神田壽昭君) 決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は全員であります。それでは、これより本日の委員会を開きます。

委員長(神田壽昭君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

田宮正秋委員、斉藤 昇委員を指名いたします。

委員長(神田壽昭君) それでは、これより付託案件の審査に入ります。

この際、会議の進め方についてお諮りいたします。初めに、付託されました平成17年9月から18年3月までの7カ月分にかかわる平成17年度決算認定11案件について一括して総括質問を行い、その後、平成17年度各会計ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

更に、この際、議事の進行についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、更に、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にしたいと思っております。

なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めることに決定いたしました。

それでは、これより総括質問を行います。

小池浩美委員。

委員(小池浩美君) 初めに、子育ての環境、学校教育環境にかかわってお聞きしたいと思っております。

初めに、特別支援教育についてお聞きいたします。

このことについては、私も前に取り上げておりますし、今年の春に教育委員会の方にもこれの取り組み、どういうふうになっているのかを聞いたこともあります。いわゆるLDとか、ADHD、高機能自閉症といった軽度発達障害、こういうものを持っている幼児や児童・生徒、それへの支援教育ということでお聞きした経緯がありますけれども、今年の春の時点では、まだ上の方からちゃんとしたことが全然見えてきていないんだということで、教育委員会の方々もちょっと困惑しているような感じでしたけれども、いよいよ来年19年度から、これは完全に実施されるということになりました。本当に大丈夫なんだろうかと、こんな状態で出発して大丈夫なんだろうかとという心配が非常にありますので、ちょっとお聞きするんですが、その支援

教育の体制、準備、十分に整っているのでしょうか、お聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 小山内学校教育課主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） 御質問にお答えいたします。

特別支援教育につきましては、北海道教育委員会におきましても、現行の制度内におきましてできることから早急に支援体制の整備を促進するため、本年7月に小・中学校や市町村教育委員会等が教育支援体制の整備を進めるための具体的な方法、手続、配慮事項などを取りまとめましたガイドブックを作成し、市町村教育委員会、各小・中学校に配布されたところであります。

北海道教育委員会から支援体制の整備等につきまして具体的に示されましたことから、8月28日、校長を対象に第1回の特別支援教育研修会を、11月13日には、教頭以下一般教職員を対象に第2回目の研修会をいずれも特別支援教育スーパーバイザーであります上川教育局義務教育指導班指導主事を講師といたしまして、開催いたしましたところであります。

この中で、LD等を持つと思われる児童・生徒の特徴や校内支援体制のあり方、それから校内におかれましてコーディネーターの役割のほか、個別指導計画の参考事例や教育委員会としての関係部局、各機関との連携やコーディネーターとの連絡調整、支援などにつきまして研修を実施したところであります。今後におきましても、各学校で指名されましたコーディネーターの先生方を対象に事例に基づいた研修や、教育委員会といたしましても、支援体制の基本となります関係機関によりまして特別支援連携協議会を設置するなど、支援体制の整備を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今年の7月に道の方からガイドブックできてきて、そして8月から準備に動き出しているということですので、ちょっと遅いんでないかなと、これは上の方の問題でしょうけれども、心配は取れません。

それで、発達障害のある子は前の質問では、およそですけども、普通学級の中に、そういう子が6%ぐらいいるというような御答弁もいただいていますけれども、普通学級のクラス担任1人がですね、そういう子も含んだクラスを教えていくということは、非常に私は困難ではないかと。ただ、今の普通学級だけの子でさえ大変な状態なのにね、そういう子が入ってきて、非常に専門性の高いものが要求されるんでないかと思うんですけども、それで教員の加配、あるいは教員の研修の予算、あるいは30人以下学級、そういうものはもう絶対条件ではないかと私は考えますが、そこら辺のところはどうなっているのでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答えいたします。

特別支援教育は、通常学級におきましてLD等の障害を持つ児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導が行えるよう個別の教育支援計画をもとに適切な指導、必要な支援を行うもの

であります、平成19年度におきまして、特別支援に係る教員の加配制度につきましては、今のところないというふうには上川教育局からお聞きしておりますので、LD等の児童・生徒が在籍している学校におきましては、校内全体で、また関係機関を含め支援をしてまいりたいと存じます。

次に、教員の研修につきましては、北海道道立特殊教育センターでは、特別支援教育に係る基礎専門にわたる11の研修講座を設けて実施しているほか、本年度北海道教育委員会の主催で、10月6日に特別支援教育コーディネーター養成研修会が実施されております。また、市教育委員会としても、先ほど御答弁いたしましたように、2回の研修会を開催いたしました。今後もより具体的、実績的な研修を行ってまいりたいと思います。質の向上に努めてまいりたいと存じます。

30人学級の制度につきましては、全国都市教育長会議等におきましても要望しておりますけれども、具体的な動きについては聞いていないところであります。また、北海道教育委員会では、16年度から小学校1、2年生を対象に2学級以上で1学級平均児童数が35人を超える学校に対しまして、基準学級に1学級を加え、教員を1名加配する制度が、また18年度からも中学校1年生を対象といたします少人数学級編制を実施してありまして、本市におきましても、16、17年度は土別南小学校で、本年度は土別小学校、土別中学校、土別南中学校で本制度を実施しております。今後もこのような制度を積極的に活用してまいりたいと存じます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 文部科学省は、この特別支援の教育に対してはお金を、予算を全然出してないんですよ、特別にですとか、先生も増やさない。今ある状態でやりなさい、うまいことやりなさいと。だから、今の御答弁でも学校全体で何とか支援体制をつくってやると、そうやらざるを得ない状況でもう来年度スタートするわけですね。

ここで気になるのは、文部科学省の方の文書によりますと、今やっている特殊学級ですね、障害児童・生徒のいる、この特殊学級を弾力的に使えと、うまく使ってやれと、そういうようなことも言っているんですけども、そうすると、今度は今の特殊学級の担任の先生が、この軽度発達障害の子供も見なければならぬ、担当しなければならぬという事態になるのではなかないと。特殊学級の先生は専門家でありますから、いろいろな知識、子供たちへの対応の仕方はベテランでありますので、軽度発達障害の子供たちにも上手に対応できると思いますけれども、今いる特殊学級の担任をそちらにもううまく使いなさいと、こういうような言い方をしているんですけども、それで特殊学級についてちょっとお聞きするんですけども、今土別市では、特殊学級は幾つ設置されて、それぞれの学校へですね、そしてそのことのために特殊学級の先生というのは何人いるのか教えていただきたいと思いますが、まずそれをお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） 特殊学級の設置状況でございますが、小学校7校、中学校4校の11校に知的、情緒、病虚弱等、小学校では15学級、中学校では6学級の21学級が設置されております。それから、児童数につきましては、小学校で24名、中学校で8名の計32名が在籍されております。

それから、教員ですけれども、特殊学級への定数といたしましては、小学校で17名、中学校で8名の計25名の先生が定数として配置されております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今はきちっと各学校にですね、特殊学級、例えば土別小学校なら何クラス、そして先生が何人、そういうふうに配置されてやっているんですが、それが私は壊れるんでないかなというふうに危惧するものなんですが、軽度の発達障害も受け入れるというような支援教室とか、そういうものの設置とか、そういうことも文部科学省は考えているようですけれども、この特殊学級を再編して、そして、あるいは特殊学級をやめて別な支援教室とか、そういうものをするというような、そういう方向に現実的にいくのでしょうか、そこら辺のところをお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） 平成17年の12月に中央教育審議会から、特別支援教育を推進するための制度のあり方について答申が出されたところでございます。小・中学校におきましては、軽度の発達障害、児童・生徒を新たに通級による指導の対象とするなど、現行の特殊学級や通級による指導等に関する制度の弾力化に取り組むとされまして、その後、障害のある児童・生徒が通常の学級に在籍した上で、その必要に応じて指導を受ける、仮称でございますが、特別支援教室の構想を段階的に実現していくという内容でございます。

ただ、この障害の種類によってもですね、固定式の学級の方が教育上、効果が高いとの意見があることや重度の障害にある児童・生徒が在籍している場合もありますことから、更には特殊学級に在籍する児童・生徒の保護者の中には、固定式の学級が有する機能の維持を望む意見があることなど、検討課題とされているところでございます。このほか特殊学級の再編につきましては、具体的な通知は受けていないところでございます。

なお、本年3月に学校教育法施行規則の一部が改正されまして、平成19年度よりLD及びADHDが新たに通級による指導の対象となったほか、特殊学級という名称が特別支援学級と変更になり、今までと同様、小・中学校に設けることができるとされております。

なお、特別支援教育にかかわり特殊学級担当の教員は、さまざまな知識、技能をもとに校内委員会でアドバイスをするほか教材の提供、具体的な配慮の仕方などの支援が考えられると思っております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に短期間で準備を進めて、そしてもう来年の春にこの支援教育がスタートするという状況になっておりますので、ぜひともですね、十分な準備体制をつくって、そうして子供たちが安心して普通学級で楽しく過ごせるような、そういうような体制づくりぜひとも教育委員会の方で努力していただきたいなと思います。

次に、いじめについてお聞きしたいと思うんですが、いじめの問題は今、非常に深刻な問題になって、連日のように新聞で報道されておりますが、事実は非常に深刻なんですけれども、私は新聞報道等、あるいは子供さんを学校に行かせている親御さん等からお話を聞いたりもするんですが、学校も、あるいは教育委員会もいじめという事態を余り深刻にとらえていないのではないかと、これはとんでもない問題なんだというふうにはとらえていないのではないかとというような気もしております。

士別市というわけではありませんが、新聞報道等によりますと、まさに私はそれは本当だなというふうに思いますし、正確にいじめの実態をつかまえていないし、適切にそれに対応もしてきていないのではないかと、そういうふうに感じられます。

そこでですね、士別市の場合をちょっとお聞きしたいんですけども、文部科学省が全国の小・中学校にいじめ件数の調査をしてきているというふうに言われて、90年代の後半からは、いじめの件数が減少しているんですね。そして、いじめで死んだという、自殺したというのは、11年度から17年度までのこの7年間はゼロだというように、これは新聞の報道ですけれども、なっていますが、これは本当に実態を何も反映していない、いじめ隠しと言われてもしようがないような数値なんですけど、それで士別市の場合ですね、当然、文部科学省へのいじめの報告はされているんだと思いますが、14年度、15年度、16年度、17年度の報告されたいじめの件数はどうだったのかということで、数をお聞きしたいんです。いじめで自殺ではなくて、いじめがあったという件数ですね、それをお聞かせ願いたいということが1つと、この文部科学省からおりてきたこの調査に当たって、文科省が言っているいじめの定義というのはどういうものなのか、そのことも含めて教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答えいたします。

最初に、文部科学省の調査に関するいじめの定義について述べさせていただきますが、いじめとは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、起こった場所は学校の内外を問わないもの、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うことに留意することと定義づけられておりますが、今お話しのものに基づく調査においては、士別市の場合、14年度はゼロ、15年度については1件、16年度についてはゼロ、17年度についてはゼロと報告をいたしているところでございます。

なお、この定義に照らし合わせ、士別市の実態で申し上げますと、たたく、けるなどの生徒間の暴力行為や冷やかし、からかいなどの言葉による嫌がらせや無視などの一時的な仲間外れ

など、単発的な事例はありますけれども、文部省の定義により相手に対する攻撃を継続的に行われているということはなく、平成15年の1件も含めまして、ほとんどが当事者、あるいは担任、学年教職員、あるいは保護者間において解決されたものでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは学校から報告されたから、そのまま文科省の方へ報告されているんだと思いますけれども、全然実態に合っていないのはもう皆さん方おわかりだと思います。私の子供が学校へ行っているところから、いじめはありました。もうこんな1つとか1件とか2件という問題ではないんですよね、たくさんあったんです。ただ、ここで数としてカウントするのは、ここの定義にあるように継続的に行われているのかどうかとかね、いろいろ定義があってそれに当てはめてカウントするから、これはちょっとした暴力行為だとか、これはちょっとしたいじわるだとかって数に入れれないとか、そういうことだと思います。

この評価の仕方はまずいと、こういう数の目標を立てていじめ対策をするのはちょっと間違っていたのではないかと、つい26日ですね、日曜日のNHKの討論会でも伊吹文部大臣は言っていましたね。こういうやり方は変えなきゃいけないと、こういうふうに言っていました。それですね、皆さん方もこれは変だと思いながら、こういうことをやってきたんじゃないかと私は思うんですけれども、18年度の報告、これもこの定義に沿って報告をもう既にされちゃったのかな、それともこれからするのかちょっとわかりませんが、どうなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） この調査におきましては、毎年4月に前年度分を調査をいたしているところございまして、今年の4月は17年度についてですね、報告をいたしたというところでございます。

委員（小池浩美君） まだだということですね。

教育部次長（辻 正信君） はい。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それじゃ、これから19年4月に18年度の報告をするんでしょうけれども、今までどおりのパターンで報告するつもりですか。

委員長（神田壽昭君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） 実は、いろいろないじめ事件の実態に基づきまして18年度、これは文部科学省からの指示ではございませんが、土別市教育委員会独自に18年11月8日に各学校長へのいじめの実態調査をいたしております。その内容でございますけれども、いじめが発生したか否か、件数、内容、その後の対応策、未然防止に対する取り組み方といったような内容で独自に調査をいたしております。

最近の傾向から単発的な事例もいじめの範囲として取り上げられることから、そのことも含めまして広い範囲で調査をいたしました。その結果、単発的ないじめもどきとありますが、そ

ういったケース含めまして、学校から3件報告がありました。そのうち1件については、学校としてもいじめとらえているということで、現在そういった推移を見ながら、注意深く対応をしているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、この一連のいじめで自殺の事件があった後ですね、11月2日にですね、緊急に校長会が行われたようです。その校長会で話し合われた内容をちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） 実は、滝川市の自殺事件を受けまして、学校、教育委員会等の対応、取り組み方等について、10月25日の定例校長会においてまず教育長から指導徹底がなされたところであり、またその後、全国で多発する自殺事件を受けまして11月2日には、いじめ問題に絞って臨時校長会を招集したところでございます。

内容といたしましては、各学校におけるいじめに対する実態把握にいま一度努めるとともに、早期発見早期対応に努めること、それからいじめを許さない毅然とした指導の徹底を図るよう教育長から指示があったほか、いじめ問題の取り組みについてのチェックポイント、学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイント、それから、いじめを早期に発見するためチェックポイント10、児童・生徒の問題行動への対応のあり方に関する点検などについて、各種資料や点検チェック表等を配布いたしまして、資料に基づいて説明を行ったところでございます。

そのほか教育委員会といたしまして、今後のいじめ対応策として土別市不登校いじめ問題等対策連絡会の活用、更には青少年教育相談の強化と市内相談員の学習会の充実と連携強化、更には青少年教育相談員の巡回訪問、それから機関紙のぞみの「いじめ対策特集号」の発刊、更には、のぞみの電話、のぞみのメールの新設、活用、これらについて校長会に改めて説明を行いまして、学校と教育委員会が統一した見解を持つとともに、互いの連携強化に努めてきたところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この校長会の内容は早期発見、早期対応、一種の対応策の方法論みたいなことが話し合われているようですね、私はもっと学校の先生たちは、自分の学校のいじめの実態などについて率直に情報交換なんかするべきだと思うんですね。そして、いじめというのは一体どういうことなのかという共通認識を持った上でいじめに対応していくという、教師集団がですね、一体どういうふうに取り組んでいったらいいか、そういうことは全然この校長会では話されなかったのでしょうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） 当然、校長会におろしまして、そういったことが学校の中ですね、緊密な連携をとりながら校長指示のもとにおいて、そういう職員会議、あるいはいろいろな会合を含めまして、そういう中で連携を深めるといようなことで指示をいたしまして校長にはお話をしております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それから、子供たちから相談を受けるのぞみの電話、それから、つい最近ですね、開設されたのぞみのメール、これらの利用状況についてちょっとお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 私の方からお答え申し上げます。

のぞみの電話の相談件数につきましては、平成17年度におきまして電話が3件、面談が6件、合計9件となっております。また、今年度につきましては、相談件数が11月27日現在3件となっております。次に、メールの相談、こちらは11月10日から受け付けを開始したところでございますけれども、現在のところ3件の相談が来ているという状況でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私、教育長にお聞きしたいんですが、今、子供たちの置かれている状況、社会的な状況とは無関係でないと思います。非常に格差社会が進んで貧しい層が増えている、生活が苦しくなっているということ、これも大きな一つの要因として絡んでいると思いますし、何といても競争社会、テスト主義、それで非常に子供たちのストレスが大きい、そういうことも大きな要因になっていると思います。ですから、いじめ対策として心の問題としていじめはいけないよ、そういういじめる人になっちゃいけないよみたいなね、心の問題とだけとらえるのは、解決策には私はならないと思います。

いろいろな社会的要因、子供の置かれている状況をきちんと見詰めて対応策を考えていただきたいと思いますが、このいじめについての教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。

委員長（神田壽昭君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君） それでは、私からいじめについての考えといたしますか、申し上げさせていただきます。

今、小池委員の質問の中にもありましたとおり、今全国でいじめを苦に、児童・生徒がみずからの命を絶つというような事件が相次いでおりますことは、本当に痛ましく残念なことだと思っております。教育委員会といたしましても、まず、いじめは人間として絶対許されないんだと、また、いじめはどの学校にも、どの子供にも起こり得るものとの認識に立って、いじめ根絶に向け、学校を初め社会教育機関や関係行政機関など関連する組織、機関、あるいは地域、家庭などと連携を密にしまして、力を合わせて取り組んでいかなければならないと考えております。

このような考え方から、滝川での事件発生以来、先ほど担当から御答弁申し上げましたとおり、定例校長会、臨時校長会においていじめの防止と対応について指導し、チェックポイントなどを用い、具体的な対策について協議をいたしたのを初め子供の立場に立った親身の指導を、また相談を目指しましてメールによる相談受け付け開始など、青少年相談の強化、青少年相談員の学校巡回、更に機関紙のぞみ「いじめ対策号」などを発行いたしまして、父母、地域にも理解を求めたところでございます。

また、特に学校における対応についてでございますが、いじめをなくすためには、何と申しましても、早期発見、早期対応が大切でございますが、いじめやいじめに類する行為が発生した場合、いかに迅速に対応し、その悪化を全体で防止するかが大切ではないかと思っています。また、最近はインターネットやメールを使ってのいじめとか、その形態も非常に変化しておりまして、しかも児童・生徒の行動や真の姿がなかなか見えにくいことも多く、発見がおくれ、深刻化するという例も多くありますので、小池委員の申されるとおり、幾ら軽い遊びやジョークのつもりであっても、文部科学省の言う定義にはかかわらず、その苦しみや痛みは深刻である場合が多いことがございますから、子供たちを日ごろから注意深く見守りながら、子供や保護者などのいじめられているというような訴えや子供からの小さな心のサインを見逃すことのないよう敏感に受けとめ、素早く適切に対応していくことが重要であると考えております。

そのため、先ほど御答弁申し上げましたとおり、学級担任など特定な教員が問題を抱えるのではなく校長のリーダーシップのもと、教育委員会とも十分連絡をとりながら、相談員を含めた教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力した体制で問題解決を図るものと考えておりまして、各学校にそのような取り組みを指導してきているところでございます。

また、いじめの原因といたしましては、その一つには、今日の物中心の社会的風潮や社会的な格差、また少子、核家族など進む社会にありまして、児童・生徒が親や子供と一緒に行動する社会的な体験が乏しかったり、対人関係の未熟さが見られたり、また先ほどいろいろ小池委員もおっしゃられておりましたが、いろいろな形でストレスが発生しまして、その解消手段に乏しい傾向があったりするなど、いじめの背景の一つと考えております。

このため各学校では、改めて一人一人の子供を大切にす、そういう観点に立って、一人一人の児童・生徒が存在感や充実感を持って学校生活を送ることができるよう、日常の教育活動を通じまして、教師と児童・生徒、児童・生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めて、学級や学校全体の活性化を図ることも非常に大切ではないかと考えております。また、豊かな人間性をはぐくむため、道徳の時間や特別活動を通じましてお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする心をはぐくむとともに、あるいは家庭のしつけや地域でのスポーツ活動、体験活動を通じまして、子供に基本的な倫理観、協調性、あるいは差異を認め合うような態度を身につけさせ、前向きに切磋琢磨し合えるような人間関係を築いていくことも重要であろうと考えております。

いずれにいたしましても、いじめの問題につきましては、単に学校だけでの問題ではなく、

また学校だけで解決できる問題ではございませんので、地域、家庭、行政や教育機関など一体となった総合的な取り組みが必要と思いますので、今後、一層お互い連携を保ちながら、緊密な連携をもとにしまして、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次にですね、本市における児童虐待の実態について、1点だけお聞きしたいと思います。

どのようにして虐待の事実をですね、把握し、把握した情報などに対してどう対応するのかということで、最近の虐待件数とその解決策を教えていただきたいと思います。また、市の家庭相談員、あるいは担当の職員、あるいは民生児童委員、こういう方々がかかわっていると思いますけれども、こういう方々というのは、問題解決に向けてどれほどの権限があるのかと。例えば、もうはっきりと虐待されているとわかった子供を見つけて、その家庭に赴いて親と子供を強制的に離すというような、そういうことまでできるのかどうか、そこら辺のところを土別市としてはどこら辺までできるのか、教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 上野児童家庭課長。

児童家庭課長（上野 暉君） お答えをいたしたいに思います。

まず、児童虐待にかかわる件数でございますけれども、これは児童福祉法、児童虐待の防止法が平成12年11月20日に施行されてございます。この法律に基づきまして、虐待の種類別について申し上げたいと思います。

まず、身体的な虐待でございますけれども、14年度におきましては4人ございまして、相談回数は9回、それから15年ですけれども、身体的虐待が1人に対して相談件数が5回、それから、16年度ですけれども、1人に対しまして相談件数が1回、17年度でございますけれども、人数は6人で相談回数が27回、それから11月20日現在でございますけれども、相談人数が3人に対しまして相談が21回ということになっております。

それから、性的虐待でございますけれども、14年度、15年度、16年度、17年度、18年度の11月20日現在においてはございません。

それから、ネグレクトでございますけれども、14年度、12人に相談回数が39回、15年度が6人に対しまして相談回数は39回、16年度におきましては4人に対しまして相談件数が11回、17年度は5人に対しまして、相談回数が29回、今年の11月20日現在におきましては、5人に対しまして29回の相談件数でございます。

それから、心理的虐待でございますけれども、14年度が1人に対しまして相談回数が1回、15年度は1人に対しまして相談件数が2回、それから16年度、17年度はございません。今年の11月20日現在においてもございません。それから、これに対しまして14年度、15年度、16年度の児相への送致はございませんでした。17年度においては、児相への相談送致が1件、それから11月20日現在の児相への送致が1件ございました。

それから、児童虐待の実態の把握でございますけれども、いろいろ児童虐待の相談の内容でございますけれども、種々さまざまございまして、1つは本人から、あるいは家族から、一般市民、それから民生委員、児童委員、学校、保育所、児童館、保健福祉センター、子供通園センターからの電話や一般市民からのメールや通報、または本人が直接来所をいただいて、面接の相談を受けることもございます。

それから、これらに対する対応策ですとか、解決策でございますけれども、非常に中身が複雑でございますので、個々によって相談内容が異なります。そこで、関係する機関の専門分野の担当から情報を入手いたしまして、問題解決に向け行動を開始いたします。特に、難問の相談であれば、旭川児童相談所から指示を受けて対応をすることになります。また、緊急を要する特異なケースにつきましては、家庭訪問をしたり、関係機関の専門分野の担当でケース会議を開いてそれぞれ分担して解決に努めております。

それから、家庭相談員の権限でございますけれども、この家庭相談員の設置につきましては、児童福祉法に基づきまして都道府県、または市において設置しなければならないというふうに規定をされてございます。それで、相談室には家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務の職員として家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員、いわゆるこれが家庭相談員ということで配置をすることになっております。

本市におきましては、人格円満、社会的人望があり、健康で家庭児童福祉の増進にも熱意がある教員の資格を有する職員を2名配置してございます。その1人が、主任児童委員でもございます。それで家庭相談員や担当員の権限であります。児童手当や児童扶養手当は、法に基づいて調査権を与えられておりますが、家庭相談員は国から特別に与えられた法的な権限はございません。家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う者ということになってございます。

それで次に、民生委員の権限でございますけれども、児童福祉によりますことから申し上げますと、まず、法的に伴いますいわゆる児童委員の権限はございません。それで本市の民生委員、あるいは児童委員の人数でございますけれども、64名おりまして、そのうちに主任児童委員が5名おります。それで児童委員の職務の内容でございますけれども、1つには、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握をしなければなりません。それから2つ目につきましては、児童及び妊産婦につき、その保護、保健、その他福祉に関しましてサービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行わなければならない。3つ目は、児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営するもの、または児童の健やかな育成に関する活動を行うものと密接に連携をいたしまして、その事業または活動を支援することになっております。それから、4番目は児童福祉司、または福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力をしなければならない。5つ目は、児童の健やかな育成に関する機運の醸成に努めると。このほか必要に応じまして児童、妊産婦の福祉の増進を図るための

活動を行うと、このようになってございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

子供たちをですね、虐待で死なせる、命を絶つ、そういうこと絶対にないような対策をしっかりとっていただきたいと思うものです。

次にですね、児童・生徒の交通安全対策について何点がお聞きしますが、市長と語る会の女性の集いでも要望が参加者から出ていましたけれども、南中学校校門前の道路、あそこに速度制限標識をつけてほしいという要望が出ておりました。あそこはやはり非常にすごいスピードで走る車が多い、交通量も多いというので、30キロかあるいは40キロまでの制限は必要ではないかと私も考えます。

市長と語る会での答弁では、新しい道路があっち側にできるから、完成するまでの3年間ちょっと待ってほしいというような答弁でしたが、別な道路がそっちにできたとしても、あの学校前の校門前の道路は、あれは通学路にも入りますし、当然速度制限は必要だと私は思いますので、ぜひ標識をつけてほしいと思いますが、そのことについてと、もう一点は、南小学校通学路に入ると思うんですが、墓地通りと新しくできた、いわゆるせせらぎ通りというんですか、あそこの交差点ですね、あそこには今まだ横断歩道のマークも何もない状態になっていますので、横断歩道マークとそれから車の方には一時停止の標識、そういうものは絶対必要だと思いますし、南小学校の先生たちとたまにお話する機会があったんですが、つけていただきたいという声もありました。ぜひともその両方実現させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

ただいま小池委員からお話のございました点につきまして、それぞれですね、児童・生徒の通学の安全の確保を図るためにはですね、大変大切なことというふうに考えてございますので、速度制限の標識等につきましてはですね、公安委員会の方で設置をするということになりますので、市の市民部、あるいは建設部、そして土別警察署等ですね、毎年度そういったものに関する交通安全施設の整備に関する調整会議を行っておりまして、このような中でですね、要望を整理をしながら、上申をしまいたいというふうに考えているところでございます。

その間、30キロあるいは40キロといったことがございましたけれども、これは小池委員さんもお話ししていただきました道路の開通の関係もございまして、30という要望になるのかですね、40の要望になるのかということも含めて調整会議等の中でですね、話をし、申し出をしていきたいというふうに考えております。

2点目の墓地通りとせせらぎ通りの関係でございますけれども、こちらにつきましてはですね、せせらぎ通りの開通によりまして南北関係につきましてはですね、停止の標識がございま

すけれども、墓地通りから東西、坂を下っていく、あるいは上がっていくところについては停止の標識はございません。ここについても、会議の中で調整を相談をさせていただく中でですね、協議をさせていただきたいと思うわけでございますけれども、横断歩道につきましてはですね、現在公安委員会等の一つの方針といたしましては、信号機のないところに横断歩道を設置するということによってですね、信号機と横断歩道とのセットが一番望ましいということで予算の関係等もございましてですね、なかなか現実、難しい面があるのかなというふうに考えてございます。

それと一たん停止の標識の関係でございますけれども、御存じのように坂になってございますので、墓地通りの上の方から下ってくる場合については、一たん停止というのはですね、比較的しやすいのかなというふうに思いますけれども、冬期間等ですね、逆に4条通り側と申しますか、西側の方から東側に山の方に向かって上がっていく場合にはですね、ある程度の、夏場は大丈夫だと思うんですけども、スピードがないと上がりにくいといった面もございまして、その辺のところもですね、相談させていただくような形になろうかと思えます。

それぞれこの2カ所につきましてはですね、児童・生徒が通過するというところでございますので、警察とも相談しながら、市の交通安全指導者等もございまして、信号機等についてなかなか難しいというようなことがございましたら、交通安全啓発に努めていきましてですね、ドライバーの方がそういった学校の近く、あるいは事故の起きやすいようなところにはですね、十分注意をして運転をしていただくように、今後とも啓蒙、啓発活動を続けながら上申等をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 交通安全についてもう一点なんです、交通指導員ですね、いわゆる緑のおばさんと一般的に言われておりますが、その方は今は市内で何人いらっしゃるのかということと、各学校の通学路への配置状況、あるいはその時間帯、どんなふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

そしてですね、私はやはり各学校に1人じゃ登校、下校の込み合う時間は少ないんでないかと思うんですよ。南側も北側も子供たちは、東にも西にも散って帰るわけですからね、だから交通量の多い通学路は、この指導員を増員するべきではないかと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 氏家環境生活課主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えをいたします。

最初に、登下校専任指導員の件についてでありますけれども、登下校専任指導員については、現在5名の方に委嘱をしております、児童・生徒の登下校時の指導、交通安全指導に当たっていただいております。午前登校についてはですね、7時30分から8時30分、下校については午後0時30分から2時30分までの間、交通指導をしていただいているというところでございます。

次に、配置している学校でございますけれども、市内の3小学校、土別小学校、土別南小学校、土別西小学校の特に交通量の多い交差点というところで、それから国道40号線沿いの下土別小学校、多寄小学校の横断の通学路において、年間約210日間にわたって指導をいただいているところであります。

配置箇所につきましては、土別小学校は東2条、北2丁目の交差点、グリーンベルトと道道土別朝日線の交差点、それから土別小学校についてはですね、下校時は児童館に行く子供たちが多いということで、カトリック幼稚園の前のところの横断歩道のところへ配置をしております。それから、南小学校は国道40号線と15丁目の交差点、それから土別西小学校につきましては、西4条11丁目の宗谷線の踏切を渡ったところ、それから下土別小学校は42線学校前の横断歩道のところ、それから多寄小学校については、37線と国道40号線の交差する学校前の横断歩道というところで、毎日登下校時に交通安全指導をいただいているところであります。

委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 指導員の増員の関係でございますけれども、それぞれ今お話をさせていただきまして200日以上にわたる期間、朝あるいは午後、児童の安全のために時間を割いていただくというようなことになりましてですね、なかなかいただいている方なり手というのも実は難しい面もございます。それぞれ基本的には全学校にということがあればですね、予算的なもの、あるいは人がですね、皆さん出ただければよろしいんですけども、なかなか難しい予算面等もございますので、交通量の多いところ、あるいは児童数の多いところに配置している現在の体制でですね、しばらくはいかざるを得ないのではないかというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 子供たちの環境の問題についての最後の質問になりますが、就学援助制度についての申請、あるいはお知らせについて1点だけ質問したいと思います。

この就学援助制度、こんなふうですね、みんなの市民の暮らしが大変になってきている現在、これが受けられて本当に助かったという家庭たくさんあります。市民に喜ばれている制度ですので、ぜひともですね、たくさんの方々が受けられるようにしていただきたいと思うんですが、だんだんと受けやすい形に工夫も凝らして改善されてきておりますが、1つはですね、父母の皆さんへということで、全校の子供たちに渡すこういう必要な費用の援助が受けられずというこのチラシ、お知らせですね、ここにですね、どういう家庭が対象になるのかというのが表になって書いてあります。

ここをきちんと所得金額を入れた方がわかりやすいのではないかとということで、以前私がお願いしまして改善されておりますが、これ年々ですね、この所得金額は下がって対象が大きくなっていきます。例えばですね、平成15年度2人家族、母と子供1人で所得金額が203万円程度以下というふうな目安だったのが、今年度18年度は同じ家族構成で198万円、少なくなっているんですね、程度って、だから例えば200万円ぐらいの人は、ああ私はだめかもしれないとか

ね、そういうふうに思っちゃうでしょう、これを見たら、あっこれに合わないわとかって、申請してもだめかもしれないって言って、申請をもう最初からあきらめるとかね、そういうふうになるんじゃないかなと、私は思うんですよ。

これはこの所得金額の決め方が最低生活費認定基準というものがあって、それを根拠に割り出しているわけですがけれども、この最低生活の認定基準が年々低くなるから当然、この就学援助の認定基準も低くなってしまふのは仕方のないことなのかもしれませんけれども、ちょっとここでやはり工夫していただきたいと思うのは、この2人家族の母と子1人の子1人の子供が小学生の場合ですね、小学生の場合は198万円程度なんです、子供が中学生の場合は211万円になるんですよ、計算するとね、そうすると200万円の家庭でも十分受けられる対象になるということなんです。だから、子供が小学生か中学生かによって、ここの数字は結構変わるんです。家族が多くなるとかなり大きな差ができるんですが、ここのところの表記の仕方をもうちょっとまいぐあいに申請しやすいように工夫していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答え申し上げます。

就学援助のお知らせにつきましては、小学校新1年生を対象とする1日入学時に、また小・中学校在籍児童・生徒には2月に全児童・生徒へ、また転入生につきましても、すべての方にこのお知らせ文書をお渡しして御説明しております。

この資料の中で認定に係る目安となります所得につきましては、今、小池委員お話のとおり5種類ほどの家族構成のモデルを掲載しております。子供1人の場合につきましては10歳で、2人の場合については10歳と5歳、3人の場合は14歳、10歳、5歳をもとに最低生活費認定基準表で積算しているところでございます。

基準表では、家族構成員につきまして年齢により8区分されておまして、年齢が高くなりますと単価も上がってまいりますし、家族構成も大きくなりますと、目安の所得も増えることになっております。この資料につきましては、大体の目安であり、家族構成や年齢等によって金額が変わりますと明記し、御説明もしてございますけれども、今、小池委員お話のとおりモデル表の積算中に子供の年齢などが明記されておられませんので、わかりやすい表記に今後改めたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは次に、税制改正の市民影響についてお聞きしたいと思います。

平成16年度、17年度に続いて18年度今年度はですね、住民税の非課税限度額が廃止、老年者控除の廃止、定率減税の半減、こういったことで市民の負担が一気に重くなったわけです。特に、高齢者に対しての増税、これが非常に大きい。納税通知書を交付する6月、あるいは7月ごろ全国的にはですね、市民の怒りや苦情、これが税の窓口で殺到したという報道がなされて

おりましたけれども、税額が8倍や10倍になったと、そういう世帯も出たということです。それでまず土別市の場合は、そういうような市民からの苦情とか問い合わせとか文句とか、そういうのはあったんでしょうか、お聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 黒川税務課主幹。

税務課主幹（黒川順吉君） お答えいたします。

平成18年度の個人市・道民税にかかわる苦情や問い合わせなどの件数につきましては、全体で33件受け付けておりまして、その内容といたしましては、課税上の苦情などが13件、課税算定方法の問い合わせなどが10件、申告などの確認が10件となっております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 土別市は、余りそういうような問題は全国的なほどはなかったわけですね、それは意外でしたけれども。それですね、これらの税制改正で、まず市民への影響はどうだったのかを確認したいと思います。老年者控除の廃止と公的年金控除の見直し、定率減税の半減、そして65歳以上の非課税措置の廃止、こういったものに影響する人数と、そして影響額をそれぞれ教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 黒川主幹。

税務課主幹（黒川順吉君） お答えいたします。

1点目の老年者控除の廃止に伴う対象人数につきましては約1,177人で、その影響額は1,912万円、うち市民税額は1,330万円ほどと推計をしております。

2点目の公的年金控除の見直しによる対象人数は約1,038人で、その影響額は1,014万円で、うち市民税額は709万円ほどと推計をしております。

また、3点目の定率減税の縮減に伴う対象人数につきましては約8,100人で、その影響額は4,404万円で、うち市民税額は3,080万円ほどと推計をしております。

4点目の65歳以上の非課税措置の廃止による対象人数は約662人で、その影響額は均等割、所得割を合わせた223万円で、うち市民税額は156万円ほどと推計をしております。

以上、4件の影響額の合計は7,553万円で、うち市民税額として5,275万円ほどになるものと思われま。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、このうち65歳以上の高齢者への増税影響というのは何人で、金額は幾らぐらいか、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 黒川主幹。

税務課主幹（黒川順吉君） お答えいたします。

さきの1点目から4点目に係る65歳以上の高齢者の方々の負担額につきましては、約1,177

人で、その影響額は3,195万4,000円、うち市民税額は2,236万円ほどと推計をしているところ
でございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に全体から見ても、高齢者への増税の影響は少ないと思います。

市民税額だけで見ても2,236万円ですと、ほぼ半分近くがこの65歳以上の方々への影響という
ことで、増税が直撃しているというふうには考えられますが、ちょっと確認しておきますが、こ
の市民が負担したこの税額、そっくりこれは土別市の税収入になると考えていいんですね。

委員長（神田壽昭君） 黒川主幹。

税務課主幹（黒川順吉君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、個人の市・道民税として課税をさせていただいておるところござい
ます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 直接的に税金の部分でこれだけの市民負担が出ているんですが、それでは
ですね、16年度、17年度、18年度で実施されてきた所得税及び住民税の税制改正の影響、こう
いうものは介護保険料、国民健康保険税、保育料、水道料、住宅、公営住宅ね、もう生活のあ
らゆる部分に私は影響して、市民生活を圧迫しているのではないかというふうに考えますので、
それぞれの影響ですね、各部局において影響を受ける、たくさん受けると思いますけれども、
主な主たる事業内容と、それから影響を受けるんだという事業の数、それをそれぞれの課ごと
に教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） ただいまお話のございましたように、この税制改正によりまして市
民サービスの関係で負担、あるいはですね、サービスを受ける、受けられない、サービスは受
けられるが、自己負担限度額等が増加するなどということ、さまざまな影響があるところで
ございます。それぞれ多岐にわたっておりますので、関係部局ごとにとということでございます
ので、私からお話をさせていただきます。

まず、市民部関連でございますけれども、乳幼児医療費の助成に関する事業、それから国民
健康保険税、これは所得割等から影響が出てくることとなります。あるいは国民健康保険法、
あるいは老人保健法によりまして医療費の自己負担限度額など、合わせまして17事業ございま
す。

保健福祉部関係では、保育所の保育料、児童手当、日常生活用具の給付、介護用品の支給事
業、あるいは介護保険料などを合わせまして28事業、建設水道部関連では、公営住宅の使用料、
上水道、下水道料金ですね、軽減に関する事業など5事業でございます。

教育委員会では、児童・生徒就学援助事業の1事業など各部局合わせまして、51事業になる

ものというふうに考えてございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 57の事業にすべてにこれがかかわって影響してくるということで、本来ならば低い金額で利用できたものが高くなるとか、さまざまな影響が出てきております。

更にですね、来年度は所得税と住民税の税率を変えると、それによって国は約3兆円の税収を国から地方へ移す、いわゆる税源移譲というんですか、そういうふうに税制を変えようということで、これは決まっていることで実施されるのが来年度ということですが、これの市民への影響も重ねてお聞かせいただきたいと思います。何人に影響があって、その金額は幾らなのかということ。そしてまた、これも当然、これは市民の負担額はイコール市への税収というふうに考えられますね。そこのところを教えてください。

委員長（神田壽昭君） 黒川主幹。

税務課主幹（黒川順吉君） お答えいたします。

小池委員のお話のように、3段階になっておりました住民税の所得割税率が来年度から一律10%の一本化に伴いまして、その影響人数は約8,100人と想定をしておりまして、約4億3,000万円、市民税ベースで申し上げますと、約1億8,000万円ほどの増収になるものと推計をしているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 更に、来年度の定率減税で完全廃止ですね、減税はね、完全廃止、その影響も同じように人数と金額を教えてください。

委員長（神田壽昭君） 黒川主幹。

税務課主幹（黒川順吉君） お答えいたします。

平成19年分からの住民税に係る定率減税の廃止に伴いまして、その影響人数は約8,100人で、その影響額は5,231万円、うち市民税額として3,661万7,000円ほどの増収になるものと思われ
ます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この8,100人というのは、土別市の納税者みんなの数なんですか、どうなんですか。

委員長（神田壽昭君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答えいたします。

現在納税していただいている方、全員でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） このようにですね、ずっとお聞きしましたけれども、この税制改正というのか、改悪ですね、これはまさに国民大収奪と私は言いたいと思います。本当に税制の改悪で、

特に高齢者への影響、非課税限度額廃止になっての高齢者、非常に影響が大きい、介護保険料も段階がはね上がりますし、国保税も負担が増えるというふうになっております。

そこで、私は市長にお聞きしたいんですけれども、この実態をもうとうに既にわかっていると思いますけれども、特に高齢者への影響、それも含めまして市民に与える影響についてどのようにお考えなのかということをお聞きしたいことと、急に増税となったこういった高齢者世帯についてですね、早急に実態をきちっと把握して、市民税を減税する方策をとるとか、あるいは年金者生活世帯への国民健康保険税、これの減免策をとるとか、何らかのそういう救済策を市長は考えているのかどうかということ、新たな今年収、市民の増税が市税に入ってくるわけですから、そこら辺のところをうまく使えば、そういった高齢者の方々への負担の軽減策なんかには回せるのでないかと、私なんか単純に考えますけれども、そこら辺の考え方、ぜひ軽減策を考えているのかどうかも含めて、市長のお考えをお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君） お答えいたしますが、端的に言えば、今次税制改正というのは、国と地方との税源移譲の関係であるとか、あるいは国の770兆円に及ぶいわゆる国債残高をどうやって国と地方ですね、これを解消していくのか、借金王国をどうするのかと、そういった観点からこうした税制の改正が行われたものと。私自身も老年者控除には1回も恩恵にあずかることなくこの制度はなくなってしまうのかといったら、本当に寂しい気持ちがしておりますし、また今黙って小池委員のお話を伺っていてですね、これまで士別市がこの地方において先駆的に果たしてきた士別なりの福祉に対する思いやりのな私制度は、他市に先駆けているいろいろなことを取り組んできたと思っておりますし、こういったことがですね、持続的にこれから継続的にやっていけなくなると、これは大変だなというふうに思っております。

税だけでなく介護保険の負担についても当然のような問題があって、福祉の負担も相当大きくなっていくという中で、所得が上がらない、景気の悪い、この時勢の中で国民生活というのは、特にこの北海道道北地方においては、そのことが言えるわけでありまして、大変だという実態だけは、これはもう全く小池委員と同じです。

ただ、行政をあずかる立場の長という立場から言えば、こういった土地における市政のかじ取りというのは、やはり大きなものをどんどんつくっていくという、もうそういった時代ではないんじゃないかとなりますと、まず市民生活を一番最初にどう守っていくのかという視点からすると、私はやはり福祉というものは大事にしていかなければならないと、ただ、今次税制改正で幾らお金が出たから、それは回す財源にすぐなるんじゃないかといいますと、新しいこれからの行政需要に対応するための財源というものは、この士別市は御存じのとおり税源が非常に乏しい地方でもありますから、なかなか基金の積み立てもできないような中で、新しく今市民の医療をどう守っていくかという最大の課題も横たわっておりますので、その点では、できる限りのことは私は市民生活に向けてのことはしていきたいという考えは変わっておりませんけれども、あとこれらに関連して今次税制改正等々からくるいろいろな制度的な

ものについては、助役の方から答弁してもらうことにいたします。

委員長（神田壽昭君） 相山助役。

助役（相山愼二君） 今、御質問の中にこういった増収になる税収入をそういう方向に振り向けることができないのかというようなお話もございました。

税の問題と地方交付税の制度というのは、一体に実はなっております。こうして今、話も担当からありましたように、相当税収になると、例えば、住民税が一律10%になることによって1億8,000万円ぐらい市民税が増えるのではないかとといったものについては、一方では、交付税の算定の段階で、そういうのは全部差し引かれていくというふうな計算になって、交付税と税の数字が変わらないとすれば、交付税がそれから減って税が増えるというような実態になるというのが現行の制度上はそういう形になっているということでございますので、この増えることが新たな財源として、市町村の財政に寄与するというような実態にはなかなかつながっていないというのが状況でございますので、そういうような観点からいたしましても、今、市長も申し上げましたように現行の制度維持をするのに、現実問題としては交付税も落ちてきている、そういうような状況からいくと、大変な時代にあるということも十分見据えながら、これからの財政運営に当たっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この急激な増税の影響をもろにかぶった高齢者に対するですね、何らかの救済策、何らかの軽減策、このことについてはまた一般質問でもお聞きしたいと思えますので、この辺にしておきたいと思えます。

次に、保育料の軽減についてお聞きしたいんですが、保育料はですね、子育て世代は定率減税の縮減廃止がもろに影響を受けて、保育料の実質の値上がりになると思えますので、このことについて何点かお聞きしたいと思うんですが、今年度は定率減税の縮減、来年度が廃止ということで、それで定率減税縮減の影響というのは来年度の保育料にはね返るし、来年度の廃止は再来年度の保育料にはね返るというような仕組みになっていると思えますので、ちょっとお聞きしたいのは、2007年度、来年度ですね、保育料が上がる世帯、所得税課税世帯で3歳未満及び3歳以上の保育、合わせてどれほどいるかということと、そのはね上がる金額というのは、どんなふうになるのかということとを土別市とそれから朝日と保育料が違いますので、別々にお聞かせ願いたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 山口児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 所得税の減税に係る来年度の影響額ですけれども、委員のお話のとおり、住民税の定率減税については影響は全くありませんけれども、所得税に関しましては、平成18年分がこれからの課税になりますけれども、2分の1になるということで、19年度、来年4月からの保育料に影響が出てくるというふうになっております。

入所している世帯についてはですね、来年以降退所する、あるいは新たに入所するという方

もいらっしゃいますので、平成18年現在入所している方々の中で19年度に置きかえて計算をさせていただきます。土別の3つの保育所ですけれども、現在入所している世帯は135世帯あります。このうち定率減税の影響を受けると推定される世帯は12世帯です。3歳未満児がいる世帯については6世帯、それから3歳以上についても6世帯、合わせて12ですけれども、この12世帯の増額すると推定される金額については、月額にして9万5,750円、保育料全体の率から見ますと、3.7%アップするというふうに推計をしております。

委員長（神田壽昭君） 川村保健福祉課長。

保健福祉課長（川村慶輔君） 私の方から朝日保育園の入所者について御説明をさせていただきますと思います。

定率減税の改正によりまして影響を受ける世帯は8世帯、それで保育料の改正ということもございまして、18年度と同額の保育料、階層ということで判定をしておりますね、定率減税による影響が出るのが34世帯中8世帯と、その額は8世帯で月額2万8,500円というふうになっております。年額にいたしまして、34万2,000円というような状況になっております。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 土別市の場合ですね、12世帯ということで9万5,750円、これ月額12世帯で9万5,750円ですね。ですから、1世帯単純に割り返すと、月額約8,000円が増となるという、増えるというふうに考えられると思います。

それですね、朝日地区の保育料は本当に土別市と比べてずっとずっと安いんですよ。安かったのを合併協議会で合意をしたということなんですけれども、徐々に上げて平成20年には土別の料金にならすと、一緒にすると、そういうふうなことになっているようですけれども、その階層によっては、合併前と比べてすごい年間で15万9,600円も値上げになるという人も出てくるというような計算も成り立つわけで、この朝日の保護者にとっては、定率減税の影響とそして合併で土別にならう保育料、高い保育料、そのことで私は二重の負担でないかと、大変なことではないかと考えるんですが、このことについてはどうお考えでしょうか。できるものならば、何らかのやはりこの朝日地区の保護者の方々への軽減策、救済策なんかもとれないのかどうか、そこら辺も含めてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 川村課長。

保健福祉課長（川村慶輔君） それでは、お答えしたいと思います。

現段階での朝日保育園に入所している児童を基準に保育料改正及び定率減税改正による影響を受ける世帯について、まず御説明を申し上げたいと思います。

保育料改正に伴い増額となる世帯につきましては、3歳未満児で11世帯のうち8世帯、3歳以上では26世帯のうち21世帯であります。重複入所世帯もございまして、実世帯数では34世帯のうち24世帯がその影響を受けることとなります。この保育料につきましては、合併協議会で協議を経て、先ほど委員もおっしゃられましたように、平成18年度と19年度の2カ年の経過措置を設けまして統一することで、御承認をいただいているところでございます。

また、今年度4月に開催いたしました朝日保育園保護者懇談会の席上でも、保護者の方に保育料改正の経過措置について説明をし、一応の理解を得ているものと考えているところでございます。

次に、先ほども申し上げましたように、定率減税改正により影響を受ける世帯は8世帯であり、すべて3歳以上の世帯であります。そこで、保育料改正と定率減税改正による二重の影響があり、定率減税の影響等を緩和する軽減策、救済策はとれないかとの御質問でありますけれども、定率減税の改正の影響を受ける世帯は、朝日保育園に入所している世帯に限らず土別地区保育園に入所している世帯にもその影響があるものと思っております。朝日保育園のみに着目して軽減策をとることについては、土別市全体の統一した公平に欠ける施策となりますので、実施できないものと考えております。このことは、保育料改正とは別の改正での影響でありますことを御理解賜りたいと存じます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） あっさり実施できないと言われてしまいましたけれども、税制改悪は別な問題だというようなことですが、この朝日の20年度に土別市に倣ってどんどんと保育料が高くなるというこのことは、合併協議会の福祉の小委員会において確認されたことなんですね、当然。

委員長（神田壽昭君） 川村課長。

保健福祉課長（川村慶輔君） おっしゃるとおり確認された事項でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次に、のぞみ園の利用者負担についてお聞きしたいと思います。

児童デイサービスののぞみ園ですね、のぞみ園は本来は児童福祉法のもとに動いているんですけども、今回はですね、障害者の自立支援の対象になってしまったんですね、これはね。障害者自立支援法で利用料が1割自己負担、これが導入されております。これによってですね、のぞみ園の利用者の負担がまた大きくなって、そのために利用を抑えると、今まで2回受けていたものを1回にするとかね、減らすとかね、そういうような方が出てきております。

それでお聞きしたいんですが、まずですね、15年度から17年度までの通園児童数ですね、年度ごとに数を教えていただきたいことと、そして18年度は、10月時点での児童数どうなっているかということです。同じようにですね、15年度から17年度までの利用者1人が1カ月に利用した平均日数、1カ月何日利用しているのかと。そして、18年度は10月までの利用日数でよろしいですが、それを教えていただきたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） のぞみ園の利用者の関係についてのお話ですけども、のぞみ園については、委員お話しのとおり、平成15年から支援費制度、それから平成18年、いわゆる本年度から障害者自立支援法に基づいた児童デイサービス事業として位置づけをされております。

平成15年度の支援費制度における通園児童数の数ですけれども、延べにしてではなくて実数として81人、それから平成16年度は85人、平成17年度は93人、それから障害者自立支援法に移行された平成18年4月から9月までは83人、本格施行となりました10月以降は70人となっております。

この方々の1日の平均利用日数でございますけれども、平成15年度は2.41日、平成16年度は2.40、平成17年度は2.20、平成18年度4月から9月までは2.17人、10月以降は、10月のみですけれども、2.03となっております。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今の御答弁からもわかるようにですね、18年度になって、しかも完全に実施された10月になりますとですね、利用人数が70人と減っております。それから、1カ月の利用日数も2.03というふうに減っております。こういった事実をどのように分析されているのか、これはまあ特に自立支援法は影響していないんだと、あるいは影響したんじゃないか、そこら辺を含めてお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 今お話しした数字なんですけれども、過去3年間は年度末、それから18年度に入って10月末現在の年度途中の集計した数字ということで、ちょっとバランスがとれておりませんけれども、委員のお話のとおり、この数字から見ると減ってきているという、そういった印象を持たれたと思われま。

現在ののぞみ園と保護者との利用契約数ですけれども、例年どおりという数字で来ておりますし、それから1日当たりの平均利用者数も例年と同じような形で推移してきております。こういうことからですね、5カ月後の年度末来年3月の時点では、通園児童の数についてはいろいろな要因もあって、私どもとしてはむしろ増えていくんじゃないかという、そういうことで予測をしております。ただ、児童1人が1カ月にのぞみ園を利用する日数というのは、支援費制度から障害者自立支援法に4月に以降されたわけですけれども、この10月からの本格的な施行によって減少している、この数字が2.03ということであらわれてきておりますので、それは事実として私どもも受けとめております。

そこで考えられる要因ですけれども、1つには、保護者が児童1人の1日の利用について事業所に払う利用者負担額ですか、これが増えたことによってこれまで1カ月に4回、あるいは3回というのが2回とか1回とか、そういった形で利用を控えている傾向にあることは事実だと思います。

それから、2つ目としては、北海道が平成元年度から実施している早期療育システム推進事業ということで発達のおくれ、または障害のある子供さんについて、その子供さんも含め家族が身近な地域に必要な相談支援、あるいは療育を受けることができる体制づくり、こういうことが規定されましたわけで、集団、個別による療育指導だけではなくて、利用者負担が伴わない通園児童の家庭支援や保育所などの連携等にも力を注いでやってきた傾向があります。この

発達障害者支援法が平成17年4月に施行されておりますし、あわせて児童福祉法も改正されまして、児童の発達障害の早期発見、あるいは発達支援は市町村の責務でありまして、子供の相談支援や発達支援の窓口も市町村となっております。

そういったことから、のぞみ園はその発達支援の関係で、児童デイサービス事業をやるだけじゃなくて、こういった事業もやっていかなければいけないということで、私どもとしては考えております。全体の業務の中で、児童デイサービス事業のほかに、これら事業として算定できない業務もありますことから、実際には先ほどの数字には算入していないという状況があります。

3つ目としてですね、平成17年4月に療育指導員として言語聴覚士の資格を持つ方を新規に採用しております。実際に療育としての児童デイサービス、いわゆる自立支援法に基づいた児童デイサービスですけれども、これを算定するには、保護者や児童の信頼を得なければなりません。そういったことで、実務経験も非常に必要なわけですので、日常からの自己研さんも実際には努めていますけれども、特に本年に限ってはですね、多くの研修会や講習会にも参加させております。一定の水準に到達するためにはですね、ある程度時間を要する状況も必要かと思えます。

10月からですね、デイサービス事業として事業所にサービス管理責任者を置かなければいけないというふうになっております。その資格要件を満たすために、指導員が長期にわたって研修を受講してきたということもあります。そういったことで、今現在平成18年ですけれども、指導員の療育の機会が前年に比べて減っているということも、前年に比べて数字として減ってきたということにつながっているというふうに、私どもは判断しております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） のぞみ園のサービスの充実に向けての努力というものは、私も認めるところではありますけれども、今回の18年10月から自立支援法で1割自己負担という利用料が取られるということで、利用者の負担がやはり大きくなる、サービスは充実してちゃんとやっているから、それぐらいは我慢していただきたいというようなふうにも聞こえましたけれども、それで18年10月自立支援法が入ってきての利用者は、支払うべき1回の利用料は幾らなのかお聞かせ願いたい。そして、それには食費とか居住費とか、そういうものも加算されるのかどうかということですね。そして、それは前年度17年度までの利用料と比べてどうなのかというのは、はっきりさせていただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 18年度に入りましての障害者自立支援法での利用者負担の関係についてのお話ですけれども、前年度と比較するために、利用者負担の決定について少しお話しさせていただきます。

児童福祉法に基づいた児童デイサービス事業の時代ですけれども、これは平成15年度から3

年間だったんですけれども、このときの利用者負担額の決め方は、住民税の課税状況、それから所得税の額、これによって段階がありました。階層というんですが、その区分に該当する方につきましては、低額の利用者負担額ということで、児童デイサービスに限りまして、この3年間は土別市として2分の1の額で算定してきた経緯があります。平成18年度から障害者自立支援法に移行されたわけですけれども、利用者負担の考え方がですね、国からの示された額につきましてはですね、実際にサービスに要する費用の1割という形で改められました。

そういったことで、市町村民税、いわゆる住民税の非課税世帯、それからその世帯の年収が80万円以下、あるいは80万円を超えるということで額が違います。それから、市町村民税が課税される世帯ということで、生活保護世帯はゼロですけれども、1カ月の利用者負担の上限月額ということで決定をされたということで、一概に昨年度までと比較する部分ではですね、差がつくわけなんですけれども、平成17年度の段階では、平均でございますけれども、1日当たりの平均の利用者の負担額は232円、1カ月に平均する利用日数が2.2日ですので、510円という形になっております。

それで、平成18年に入りましては、のぞみ園の1日につき介護に要する給付費、いわゆる自立支援法による利用者負担の基礎となる額ですけれども、9月までは5,280円、10月からは7,540円ということで、この1割が利用者負担となります。のぞみ園の場合は、1日の平均利用人員が10人以下ということで、少子規模事業所ということで、比較的この額が高くなった形で設定されました。

そういうことで、18年4月から9月までの平均利用者負担額は、利用日数が2.17日ですので1,145円、それから10月以降は、平均利用日数が2.03日なので1,530円というような状況になっております。1日当たりの額としては、実際平成17年に比較しますと、現在3倍というような状況ですけれども、私どもとしてはのぞみ園は、食事あるいは光熱水費の加算については、事業者としていただいております。あくまでも利用者負担額、実際にかかる費用の1割ということで徴収させていただいております。

10月からはですね、月2回を限度として通園障害児等に対して家庭連携加算とか、訪問支援特別加算、こういったものが算定できることになっておりますけれども、のぞみ園の実際の事業として、先ほど言いましたように、実際費用徴収できないサービス、こういったものもありますので、2つの加算の部分については、のぞみ園はそちらの方のサービスということで考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。

それですね、いろいろ御説明いただきましたが、結局はですね、自立支援法の前の17年度は、月に平均して月額510円、利用者は払っていた。それが今年度10月は754円払うことになるということで、月になると1,530円ということで、ほぼ3倍ということになるということなん

ですね、それは。

そこですね、私はまた市長さんをお願いしたいんですけども、ここの部分ですね、のぞみ園を利用している方々のこの利用料、お金が大変だということで、ここを利用するのを抑えた場合ですね、子供たちの早期発見、あるいは早期療育、こういったことが阻害されかねないと思います。これは重大な問題だと思いたしますが、ぜひとも私は、ここの利用料の軽減策、こういうものは検討に値するんでないかと思うので、考えていただきたいと思うんですよ。

この間の新聞によりますとですね、名寄の療育センターに利用者が何とか利用料を軽くしてほしいというふうに、市と市議会へですね、要望書を出しています。どこのこういった施設の利用者も大変なんですよ。また、札幌では11月からですね、独自の軽減策をとるということが決定しておりますし、小樽市ではですね、利用者負担1割10%を5%にすると、軽減するというのも決めております。いろいろそれぞれの自治体で自分の財政事情と見比べながら、少しでも利用者の負担を軽くしてあげようというような努力がなされておりますけれども、私は士別市においても、何らかの形でですね、軽減策を実施できないか、そのことを私は市長さんをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 田菫子市長。

市長（田菫子 進君） 私の方から料金も3倍にはね上がったと、大変なんだというお話を伺っておりますが、実は過日、担当部長からもこののぞみ園における障害を持った子供たちがいかに回復をする機能といいますか、そういうものが速やかにここで大きく取り上げられているかということの重要性をですね、聞かされました。

今のお話ありましたように、サービス料については、原則1割の利用者負担が導入されたわけではありますが、この3倍にはね上がったこの料金増等が大変だということとあわせて、利用者の数がどんどん減っていきっていると、だから施設の収入もそれに関連して減っていきっているというふうな実態にあるわけでもございまして、その点につきましては、今後どうするかという対応策なんですけれども、私としては、過日の新聞にも載っておりましたけれども、国の方としても、10月からとったこの措置については、利用者の声というものが大変だという声が随分上がっているということも、それも察知して何とかして軽減対策をとっていきたいということが、今、国みずからが検討に入っているというふうなことが新聞報道されておりましたので、当面はですね、そういった動きをよく見ながら、今後検討していくことにしておきたいし、それから名寄の方にそれぞれ島市長も、皆さんからの要望にこたえて、今後どのように対応していくかという点では、やはりその推移を見ながら何とかしていかなければならない、検討していきたいというような答弁をしておりますので、私もそのような方向で今後考えていかなければいけないことだというふうに理解しているつもりでございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 最後の質問、禁煙についてですが、よろしいですか。

禁煙というよりも分煙についてお聞きしておきたいと思いたします。

健康増進法、これが平成15年5月1日に施行されまして、第25条で受動喫煙の防止ということで、大勢の人たちが集まるそういう施設を管理する者は、受動喫煙を防止する対策をとる努力をしなければならないと書いてあります。ですから、管理者の努力義務が第25条でうたわれております。

そういうようなことですね、健康増進法が施行された同じ5月に厚生労働省は職場における喫煙対策のためのガイドラインについてというようなものをですね、労働基準局長名で各都道府県に出しております。いわゆる新ガイドラインと言われているものですが、ここでは非常に厳しく受動喫煙の防止をうたっております。確実に防止するという観点から可能な限り非喫煙場所にたばこの煙が漏れない喫煙室の設置、これを推奨しておりますし、もう一つは、空気清浄機、あれは効果がないとしております。一酸化炭素やホルムアルデヒドのような有毒なガス成分、これは除くことができないんだと、煙は吸われていくけれども、こういうガスは吸われていかないと、そういうようなことも言うておまして、強力でこういった有毒なガスが吸い込まれるような機器を設置しないさいというようなことも言うておりますが、お聞きしますけれども、まず去年の11月の時点で、私は資料をいただいておりますが、市内公共施設、公の施設、市がかかわるそういった施設は81施設で、全面禁煙32%と、そして分煙も喫煙コーナーとか、喫煙室とかいろいろつくっておりますけれども、今の状況は、あれから少し進んでいるのかどうか、どうなっているのか、ちょっと簡単に教えていただきたいなと思います。

委員長（神田壽昭君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

委員お話しのとおりですね、昨年11月から今年11月24日、ほぼ1年を経過したわけでございますけれども、全81施設、現実的には合併によりまして朝日の給食センターが廃止になったことから、80施設ということになるかと思います。

なお、指定管理者制度への移行に伴いまして、市から離れたという部分もございますが、まず全面禁煙施設といたしまして、従前26ございましたものが33に7施設増加をしております。更に、分煙対応の施設として37施設が38施設に増加、1つ増加しております。

この分煙対応施設の関係でございますが、内訳といたしましては、独立の喫煙室を設置しているものが9つから11に、それから喫煙コーナーを設置しておりますのが、先ほど分煙対応施設として増えましたことから28施設から27施設へということでございます。全体としては、喫煙対策につきましては、若干ではございますが、強化されているという状況でございます。

なお、未整備ということでございますが、これらにつきましては、18施設から9つに半減したということで、今後9つの施設につきましては、それら喫煙コーナー設置等々を含めまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それですね、去年の2月にですね、WHOずっと提案していたたばこ規

制枠組み条約、これが発効しております。それを受けて、また再び厚生労働省はですね、職場における喫煙対策のためのガイドライン推進についてというものを各都道府県に出しております。これはもう前に新ガイドラインで言ったことが、まだ十分対策がとられていないということがわかったということでもっと強く言っているんですね。喫煙室が設置できない、場所が確保できない場合、あるいは喫煙室があってもちゃんと排煙の効果があるような形にならない場合は、もう全面禁煙による対策を勧奨する、ここまで言っているんですね、業を煮やしているんでないかと思うんですが、今の本市の分煙の実態、これは十分満足のいく対応策になっているのかどうかをお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをさせていただきます。

先ほど来、お話を申し上げましたとおり、全面禁煙という形の部分というのは少のうございますが、これまでもですね、本市におきましては、受動喫煙を防止する観点から可能な限り喫煙室の設置に当たってきたところでございます。

しかしながら、それぞれの施設におきましてはですね、こういった分煙対策に転用するようなスペースの確保が難しいという施設もございます。更には、完全分煙の施設をとるという形になりますと、多額の費用も要するというところでございますので、今後ですね、それらの施設のあり方、構造、スペース等なども十分検討しながらですね、これらの喫煙対策、分煙対策に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） じゃ、最後にします。最後ですが、翠月のお風呂の休憩室についてお聞きしたいと思います。

あそこは、今、形上は分煙になっております。ただ、昨年の資料を見ますと、分煙にはなっていなかったんですね、禁煙にも分煙にもなっていなかった。つい最近、あそこへ行った人の話ですと、何かこっちの隅の方にたばこをのむ場所ができていたよというような話なんですけれども、ただ、長年のこの喫煙続けられたために、部屋に入ると非常にたばこのにおいがきつい、それでお風呂に入って休憩したいと思っても、嫌だといって休憩室に入らない市民が少なくありません。

それでですね、あそこは合宿の選手たちも利用するし、観光客も来るんですね。そういうところでのあの休憩室なんですけれども、何とか完全な分煙体制があそこはできないかと、だから部屋を仕切って分煙室をつくるというような、そういうことなんですけれども、そういう方向で考えられないかどうかをお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） お答えいたします。

翠月のお風呂の休憩室の禁煙等の関係についてでありますがお話のように喫煙されない利

用者の方々から、たばこの煙、においが気になるなど等の苦情がありましたことから、この問題について翠月と企画会議を行い、この対応策としてこの11月から休憩室の一部をついでで仕切りまして、そこに喫煙コーナーを設け、吸煙器を設置し、分煙の処置をとったところでございます。

この対策以降、利用者からはたばこに関する苦情がなくなったとお聞きしておりまして、翠月の方では、これからも分煙対策を続けていくということを伺っております。

委員長（神田壽昭君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） お答えをいたします。

ただいまこの休憩室を完全にいわゆる禁煙とですね、喫煙するところと分けるということについてでありますけれども、こういうことをするとなると、ただいま申しあげました喫煙のコーナーをですね、完全に天井まで囲ってしまうというか、そういう仕切りをするということになります。それで、この対処についてはですね、休憩室も30畳ぐらいなんですけれども、そういった仕切りをすることによって、少し手狭になるということもありますし、また費用の問題も出てくるわけでございます。

それで、今のところですね、ただいま申しあげましたように、今の分煙対策をとってですね、苦情などもないというようなことからこの処置を続けていって、そしてそれでもなお、たばこの煙とか、そういうことが気になるというような苦情がございました場合にはですね、指定管理者であります翠月の方ともただいまの完全に禁煙の部屋を設けるというようなことについてですね、検討いたしてまいりたいとこのように考えております。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今のような分煙の形はだめなんですよ。下の方についでを置いたって意味ないんですよ。煙は上に上がるんだから、置くなら上からつるすような形のもので区切りなかったらだめなんですよ。もうちょっと私はね、この分煙方式について皆さん方、真剣に考えていただきたいと思います。気にならないというんでなくて、これは気にならないんでなくて病気になるんですよ、この煙を吸う人たちは、においももちろん嫌ですけどもね。だからこのやり方は私は納得できませんので、この翠月の、全くおざなりです、中途半端なやり方です。これでお金がかかるからとか何とか言っていますけれどもね、これで土別市民を病気にさせていったら、とんでもない罪ですよ。

私は、ぜひともこの翠月、その企画会議ですか、そこでももっと強く市の方から提案して、具体的にこうしてっていうような提案も出して、本気できちっとやっていただきたいと思います。何かドイツかスイスから100人もスポーツの選手が来年来ると思うんですよ。そういうことも考えていただきたい。国際的な土別市が本当にやにのにおいて真っ黄黄なんてとんでもない話ですので、ぜひこの翠月はきちっと改善していただきたい、そのことを申しあげて、私の質問は終わります。

委員長（神田壽昭君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後 0時05分休憩)

(午後 1時30分再開)

委員長(神田壽昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。牧野勇司委員。

委員(牧野勇司君) 総括質問を行います。

昨年の9月1日に合併したわけでありますから、8月までの決算については終了しているわけでありますけれども、歴史的な合併を行って、その後、互いに調整をしながら今日まで融和を図って一体感を持ってきているわけでありますが、それらも関連をしながら総括質問を行いたいと存じます。

まず初めに、人材育成とふれあい推進事業の関係であります。

決算書によりますと、不用額でおよそ400万円、この事業については出ているわけでありませぬ。これは合併における膨大な事務量等々もあって、この種の事業が少し停滞をしたのではないかというふうに思うわけでありますが、私は田苅子市長が就任して間もなく、民間の企業では朝礼、昼礼、あるいは夕礼、そういったものが頻繁に行われています。しかし、市役所初め町村役場なんかにおいては、その種のことが年末年始の市長訓示等々も行われるけれども、週に1回だとか、2回だとか、そういったものは行われていない。そういう意味では、情報の伝達、あるいは共有化、そして職員の育成、そういったことが市民サービスにつながるんだから、土別市においても、朝礼というのはきちっと行ったらどうだろうということを申し上げまして、これはハード事業ではなく、まさにソフト事業でありますから、即実施をしていこうということで、今日まで進められてきていると思うのであります。

それで、今この朝礼というのはどの程度行われていて、どのような内容になっていらっしゃるのか、それと昨年9月に朝日町と合併したわけでありますが、朝日総合支所では、合併以降どのような取り扱いがされているのか、その辺の状況とその効果について簡単にまとめてまずお示しいただきたいと存じます。

委員長(神田壽昭君) 小ヶ島総務課主幹。

総務課主幹(小ヶ島清一君) お答えをいたします。

まず、朝礼の実施状況ということでございますけれども、本庁と朝日総合支所の朝礼の状況を確認しておりますので、申し上げます。

まず、本庁では全部署で朝礼を実施しておりまして、実施手法といたしましては、管理職が交代で行っているところ、それから補佐職以上の者が交代で行っているところ、更には担当職を含めた全員の持ち回りで行っているところなど、さまざまな形で実施している状況でございます。また、朝日総合支所につきましては、合併前には朝礼を実施しておりませんでしたけれども、合併後につきましては、毎週月曜日に東側と西側のフロアごとに次長、あるいは課長が

中心となりまして実施しているところでございます。

それから、朝礼の効果というようなことでございますけれども、朝礼につきましては、1日の業務の指示やそれから相互確認、更には連絡事項等の伝達の間として有効に活用されております。また、一般論といたしまして、人前でのあいさつやスピーチの訓練の効用というようなことがございますので、今後とも職場での一日の始まりにふさわしい活力のある朝礼に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ただいまの報告あったわけではありますが、それぞれの部署でそれぞれ工夫を凝らしてこの朝礼が実施されているということは、私は極めて意義があると思うのであります。特に、職員にお伺いいたしましても、やはり自分の番が来ますと、それぞれ情報なんかも蓄えながら、短いスピーチの中にいかにお話をするかという訓練にもなるでしょうし、また市の中では大きなプロジェクトなんかも抱えているわけではありますが、時には市長なり、あるいは助役なりもその朝礼に、例えば1年に1度ぐらいはその職場に顔を出すだとか、そういった私は職員の士気を高めるためにも、そういったことも必要でないかという気がしてなりません。

特に、これは最近、公務員の倫理問題があるわけでありまして、そういったみんなで見守ろうという、そういう視点も含めながら、これからは持続をしていっていただきたいし、そういうたまには助役あたりも出ることにについてはいかがなものか、そんなふうに思うのでありますが、お考えあればお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 朝礼を始めたのは、御存じのとおり牧野委員から、そういう手法もひとつどうだということがございまして、それは即実施をしていこうということでございます。

今、小ヶ島主幹の方からも話しありましたように、その内容については千差万別、例えばいろいろなやはりそれを人個人個人によっては情報、得意分野、不得意分野というのがあるわけでありまして、そういった分野においても、改めてそういうことを知ることについて決して悪いことではないし、そのことがやはり一つの自分の知識の蓄積につながっていくというような形にもなっていくわけでありまして、私が総務部長のときもそうでしたけれども、その発言内容については、枠をはめないと、言ってみれば、自分の趣味の範囲でいろいろな形で蓄積したことを話すことも、それも結構だというような形の中で進めてきたということでございます。

今、助役なりがそういう形ということもございまして、市長並びに私なんかにつきましては、年に2回か3回管理職会議があるわけでありまして、その中でいろいろ形でお話をさせてもらってきていると、市長については、年末、年始の訓示というようなこともありますので、そういった機会を一層増やすこと、更には今言ったようなことも十分考えながら、これからは対応してまいりたい。そのように考えております。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 隣の名寄市でも、この朝礼はまだ実施されていないようでありまして、私は全道の市町村の市役所あるいは町村役場でもですね、私は土別の場合は、かなりすぐれた取り組みもしているという気がするものでありますから、そういう意味では、これからもそういう形で持続していただきたいと存じます。

それともう一点、これも評価いたしたいわけではありますが、以前はですね、市民、私どももそうありますけれども、市役所へ電話をしても名前を名乗らなかったと、こういうことあります。今はですね、特に土別市の場合、スタッフ制になって係制が廃止されたもんだから、市民がただどこかお願いしますと言っても、担当と名を名乗らなければわからないわけがありますね。そういった話なんかもさせていただきながら、最近はですね、もうほとんどの職員の皆さん方が、電話がつながりますと、何々担当の何々でございますという気持ちのいい対応をされています。特に、電話というのは、相手の見えない極めて重要な窓口でありますから、これも今後より互いに注意をしながら励まれますように、そういうことで申し上げておきたいと思えます。

次に、職員研修の関係でありますけれども、平成17年度の職員研修の一覧表をいただきました。これも不用額が結構出てございますが、今回、人材育成基本方針が策定されまして、この中身を読まさせていただくと、基本的にはみずから学ぶ研修、ここに力点を置きながら進められていくもんだというふうに考えるわけではありますが、この中で、職場研修、これは今申し上げましたように、朝礼から始まってすべての課題について職員の皆さん方が研修されているのは、これは日常のことです。

そのほかに職場外研修、自己啓発研修と、こういうふうにあるわけではありますが、その中でも、自主的に職員が参加されている研修、これは一覧表いただいていますので、私の方で2～3点申し上げてみたいんですが、職場外研修の集合研修で、普通救命講習というのがございます。これは全職員が対象と、こういうふうになっているわけではありますが、平成17年度全職員が対象にした中で、何人が研修に出られて何日間行ったのか、そして、今日までこの研修が何年間続いて、この研修修了者には修了カードというのが交付されるようではありますが、現在交付されている職員数は何名になるのか、お知らせください。

委員長（神田壽昭君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

ただいま委員の御質問の中で、平成17年度におけます普通救命講習の参加の人数につきましては26名でございます。この講習につきましては、平成15年から初回の取り組みをいたしまして、18年まで実施をしているわけでございますが、総体として延べ人数が67名の受講がございます。これら受講、3時間以上の受講義務が課せられておりまして、受講後におきましては、土別地方消防事務組合消防本部消防長の名前で修了証が発行されているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 特に、自治会でいろいろな催しなんかあったりですね、あるいは職員の皆さん方も多くの自治会活動にかかわりながら市民の方々といろいろなレクリエーションを含めて、そういうものに参加をされています。これについては、今お話あったとおり67名ということではありますが、私は全職員を対象にしているのであれば、もう少し日にち、研修日程をとって、もっともっと多くの職員の皆さん方がこれを受講された方がいいのではないかと。というのは、この普通救命講習でありますから、何かあるときにちょっとした知識によって、市民の命を助けることもあるでありますし、そういう意味では、もっと私は新年度以降、この講習は積極的に行うべでないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

これらにつきましては、講師が消防署の職員ということもございまして、それらの日程等も調整しながら今日まで展開をしてきたところでございます。

したがって、市の職員の対象ということと、それから自治会等を中心とした講習会ということと、それらふくそうしてございますので、本市におきましても、できるだけ職員の参加を促しながら、複数回の開催に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひ努めてください。

次に、上川北部市町村合同研修というのが平成17年度行われています。いただいた資料によりますと、15名が参加されたということではありますが、この内容を簡単にお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） 本市の職員研修計画におきまして、先ほど委員の方からお話がありましたように、職場外研修という中身の一つの項目といたしまして、上川北部の市町村を対象といたしました合同の研修というものを実施してございます。本年度までにつきましては、接遇対応研修並びに法令実務研修といった2つの研修を北部の各市町村に御連絡をしながらですね、参加者を募り、展開をしているところでございます。

なお、これまでも多くの北部の職員の方々の参加を得まして、実施をしているところでございますが、今後におきましても、更にこまを増やすような形で、その研修の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） これは上川北部圏域の中で、そこに勤める職員同士が今後の将来展望、広域行政等々も含めていろいろ研修し、議論をし合うということは、極めて私は重要だと思うんですね。これは本当に身近で行われていますし、お話を聞くと土別で開催されているようであ

りますし、ぜひ多くのこれも職員をここに出席をさせていろいろな交流ができるように取り計らっていきべきだということを申し上げておきたいと存じます。

それともう一点、次に自己啓発の関係であります。自主研究グループというのは、現在、幾つ市の職員の中にあつて、そして17年度はどういう研修がなされて、なおかつそこに幾らの助成金が支出されているのか、これも手短にお答えください。

委員長（神田壽昭君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えいたします。

自主啓発研修についてでございますけれども、自己啓発を目的といたしまして、4つの自主グループがございます。この中身につきましては、行政課題や行政運営の効率化等に関する検討や研究活動を行っておりまして、17年度におきましては、構成員が40名となっております。

これら活動に対する助成の関係でございますけれども、厳しい財政状況から市民サービスに係る見直しを行ってきたところでありまして、財政全体の枠組みの中で、職員にかかわるものについても見直しをせざるを得ないということで、平成16年度から助成措置を凍結してございます。

なお、これらの活動にかかわります公用車の使用、それから職務専念義務免除措置については残してございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 職場を横断的に職員の方々がグループをつくって、自分の日常業務以外の分野について勉強するということは、私は極めて重要だと思います。なおかつ、そこに市民も加われば、より発展すると思うのでありますが、今お話しあったとおり、財政が厳しいから助成は当面凍結をしている、これは厳しい時代でありますから、やむを得ないとしても、もっとこのグループをたくさんつくって多くの職員がかかわるといふ奨励策を講じながら、特に今あったように公用車だとか、あるいは義務免制度もあるようでありますから、ぜひこれにもお力を入れるべきだということを申し上げておきたいと思ひます。

それと新年度は、久しぶりに多くの職員が採用になります。それで当然、新規職員に対しては法令的な基礎知識の勉強会だとか、あるいは公共施設をしっかりと見学をしていただくとか、いろいろな知識を得るといふことは重要だと思うのでありますが、私は以前からも申し上げたんでありますけれども、せつかく職員になって次代を担う人間として活動をしていくためには、いろいろなやはり行政には職種があるわけだから、職場があるわけだから、例えばごみの収集がどれだけ大変なのか、あるいはコスモス苑に勤務するのが、どれほど介護するのが大変なのか、そういったような職場できちつと現場体験をさせて、それも短い期間ではなくて一定の期間を講じながら、若い職員にはそこからスタートさせるべきでないかということも申し上げてきたのでありますけれども、ぜひ新年度、そういう意味で新規採用あるわけありますから、そういった点も考慮していただいて、研修を進めていただきたいと思ひますが、いかがでしょ

うか。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

ただいま委員からお話がありました現場体験研修の取り組みについてでございますけれども、これにつきましては、委員からの御提言を受けまして、平成13年度から3年間でございますが、実施をして経過がございます。これにつきましては、申し上げるまでもなく、その後、新採用という形での採用がなされておりませんことから、実質的な対象者がいないと。この者につきましては、新採用5年以下の職員を対象としてお話しございましたように、コスモス苑、桜丘荘、廃棄物最終処分場において体験実習をさせていただいてきたところでもございます。

これらにつきまして、本年採用いたしまして、19年度から新採用の職員が入るわけでございますので、お話のとおり、これらの方々につきましては、さまざまな行政のイロハの部分ですとか、そういった体験研修等も含めた形で、改めてこれらの研修に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは次に、自治連主催の市長と語る会、それと朝日地区においては行政懇談会、これは市が主催であります、これについてお伺いをいたします。

この市長と語る会、行政懇談会でありますけれども、平成17年度開催数、それと出席者数及び先般終了いたしました18年度の開催数及び出席者をお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 氏家環境生活課主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えいたします。

18年度の市長と語る会及び行政懇談会については、18年度につきましては、参加者数が土別地区で209名、朝日地区が59名の合計268名となっております。

委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 17年度につきましては、朝日地区におきましては行政懇談会、土別地区につきましては自治連主催の市長と語る会ということでございまして、合計337名の市民の参加を得ているところでございます。

その内訳といたしましては、土別地区におきまして、それぞれ8会場につきまして259名、朝日地区におきましては、同じく7会場におきまして78名、合計337名となっているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで17年度、これは広報でも出されましたけれども、土別で8会場、朝日で7会場で、市民から出された要望、提言が総体でどの程度の件数があったのか、それとすぐやりますということで、その中で改善されたもの、できれば1年以内に何とか改善方向を示しますということになった件数、あるいは不可能なものは何件だったのか。

それとそういったものについて、フィードバックといいますか、質問された方々に対してきちっと回答をその後示しているのか、この辺はいかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 氏家主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えいたします。

17年度の要望等の件数についてであります。合併後ということもありまして、関心が高かったと思われましても、昨年は土別地区で46件、朝日地区で30件、合わせて76件の要望、意見等が出されております。

まず、土別地区の市長と語る会では46件の要望、意見等でございますけれども、そのうち継続して啓発を行ったり、努力していくことなどを含めて状況説明により理解を得たと考えるものが19件、約1年をかけて対応してきたもの等は24件、引き続き検討中のもの、3件というふうに抑えております。

朝日地区の行政懇談会では30件の要望、意見が出されてありまして、そのうち継続して啓発を行ったり、努力していくことを含めてという理解を得たと考えるものが22件、約1年で対応したものの3件、引き続き検討中のものが5件というふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ということは、それぞれ内容については質問された市民なり、その地域の皆さん方にはきちっと回答されているということによろしいわけですね。

委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

その場ですね、各担当部長等からお答えをさせていただいた点もございますし、持ち帰って検討というような状況もございましたが、17年度の語る会、あるいは行政懇談会の終わった後ですね、広報におきまして12月、あるいは1月号ですね、特集を組んでいただきまして、それぞれ主な内容等について市民に対してお知らせをさせていただいているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、私も市長と語る会には出席をさせていただいているわけですが、できる限り出席をしようということで、今年も何力所か出させていただきました。今年の状況を見ていると、一昨年は市町村合併という問題がございまして、相当市民の皆さん方も、この問題に関心ございましてね、議会なんかに対する質問なんかも活発にございました。昨年、今年と少し出席人員も、参加人員ですね、減ってきているようであります。

最初、主催者あいさつがあるわけでありまして、その後、市長が大体およそ30分ぐらいにわたってですね、現在のやはり状況ですね、例えば市立病院のいろいろな大変な状況だとか、今まちづくり、こういうものを中心にやっていますだとか、こういうお話がまずあるわけですね。

ですから、前半はまあ市長が語る会ですね、前半は、その後ですね、今年ですと、担当の皆

さんが総合計画の策定について、これを説明されます。これが大体20分ですね、職員の皆さんが説明される。その後、いよいよ市民との対話になるわけですね、市長と語る会ですから。市民の皆さん方は市長と語りたくて来るわけなんですね。ところが、いろいろな質問をしますと、ほとんどですね、部長あたりが答弁してしまう。今度は、部長と語る会になっちゃいますね。ですから、私は本当に市長と語る会でありますから、市長と語る時間をいかに長く持つのか、これをまず自治連と工夫をした方がいいと思いますね。

市長もですね、同じ場所で同じお話をやはり13カ所やるわけでありますから、相当やはり体力も必要ですよ、時間的にも相当かかる。ですから、これをいかに縮めて対話する時間を持つか。例えばですね、今年、上士別が48人、多寄では47人、文化センター、女性対象のときは29人、そしてそれ以外はですね、士別だけをとらえていけば、10人台、17~18人ぐらいですね。例えば、士別の中で中央、北、南、西、これを事前にそれぞれ地域の中で意見交換してくるわけでありますから、これを1カ所にして、そしてもう少し時間をとって、できれば会場についても学校式ではなくて円卓方式だとか、あるいは市長がその中心に座るだとか、いろいろな方式の中でやはり意見交換した方が、私はいろいろなアイデアも含めて、本当に市長と語る会になるような気がしてならないわけでありますが、そういった今後に向けたですね、改善というものをぜひ自治連なりと協議していただきたいと思うんだけど、その点はいかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） 自治連主催で士別市で実施をされました市長と語る会と朝日町における行政懇談会について御提言がございました。

確かに牧野委員おっしゃるとおり、昨年に比べて今年度参加者も非常に少なく、更に市民が話せる機会が少ないというふうな状況もあって、自治連サイドといたしましても、数年前から何とか多くの人に参加をいただいて、忌憚のない意見交換のできる場にできないかということで論議もしてまいりましたが、御承知のように、この数年間は合併に伴うさまざまなシミュレーションを映像として市民にお届けをして説明をする機会の時間もとらざるを得なかったというような状況もございました。今年度につきましては、更に総合計画に関する部分の構想について、市民から意見をいただくということもございました。

それで、自治連としても、1つには、方向として少しでも市長と多く語りたいという意見があるのも事実でございます。そういった中では、1つの意見として各担当部長だとか、担当次長の出席は不要だと、市長ともっとひざ詰めでお話をしたいんだという意見もある一方で、具体的に地域の課題等について、その場で即答で回答がほしいんだと、例えば各施設の改修の問題等についてですね、という2つの自治連サイドでも市長と語る会に対する思いがございまして、それらがちょっと調整できないまま、今年度は各部長が出席をするという形での開催になったわけでございますけれども、来年度につきましては、1つには、全体的にもっと人数を多い中で市長の考えをある程度しっかりと多くの人数の方に伝えてもらうという部分を生かした

形での開催と、もう一方で2つを一編にというのはちょっと難しいかなというのが自治連サイドの反省にも出ておりましたので、そういう大人数のものと、もう一つは各地域に本当に出かけに行って、車座になって論議をするものとの2本立て等も含めてですね、来年度についてはより多くの市民の方に御参加をいただき、意見をいただき、市長と意見交換ができる場になるように、更に自治連とも協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 地域に出かけて行って、地域の皆さん方の御意見を聞いてという、これは非常にいいことでありますし、後ほど私は申し上げようと思ったのでありますが、これはぜひやっていただきたいと思います。

それで、私も女性と語る会を後ろで傍聴というか、聞かせていただきました。やはりもっともっと時間があれば、いろいろな御意見が出たのかなという気がいたしました。その終わった後ですね、連絡したのは、実は市長さんに市立病院の問題なんか話しあったけれども、私からももう少し聞きたかったんだと。ところがああいう会場でなかなか聞けなかったんだ、時間もないしと、こういうお話もございました。

ですから、私は、市長と保健福祉部長と市民部長3人で行って、例えば子育て中の皆さん方に今回は来ていただいて、例えば、市立病院のいろいろな問題もある、子育ての問題もある、そういうような意見をやはりしっかりと聞くと、そこに市長も円の中心にいるというような例えば語る会であったり、あるいは先ほどあったように、私は自治連の役員の皆さん方来ていただいて、1日かかって自治連の数十人の方々と市長が語り合うだとかね、そういういろいろな手法ですよ、そういうものが私は必要だと思うんですね。

ですから、女性と語る会だとか、あるいは青年と語る会、あるいは子育て中の皆さん方と語る会、あるいはシルバーの皆さん方と語る会いろいろあると思うんだけど、そういうぜひですね、工夫を凝らして進んでいただきたいと思うんです。

次に、市民ふれあいトークでありますけれども、このふれあいトークにはですね、市長とのふれあいトーク、そして各担当部署の皆さん方が行う市民とのふれあいトーク、これがあるわけではありますが、今、私が申し上げたこと、そのものが市長とのふれあいトークに入ってきている分野でありますけれども、17年度の実施件数、それと18年度の実施件数教えてください。

委員長（神田壽昭君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

ふれあいトークの実績についてでありますけれども、市長が直接出向いて市民の皆さんと意見交換する市長とのふれあいトークにつきましては、17年度については実施がありませんでした。それから、市民ふれあいトーク、これは職員が出向いて行って意見交換をするふれあいトークですけれども、これについては17年度は10件、それから18年度、これ今、年度途中の実績ということになりますけれども、6件、参加者は157名になっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、このふれあいトーク、昨年は合併問題等々もあってですね、いろいろな市民との話し合いの場もありましたから、一概にこれを数値的に見ることはできないわけではありますが、いろいろなメニューをですね、職員のそれぞれの部署でつくられていますよね。今、この市民ふれあいトークに提出されている市民がこのメニューを見てこのお話をお話ししたいと、あるいは懇談したいというようなメニューというのは、いつつくられたもので何本ぐらいあるのでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

メニューの関係ですけれども、平成15年に当時43のメニューからより専門的にメニューをしたらいいということで、71のメニューに改編をいたしております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） やはりもう既に昨年合併しているわけでありまして、15年のメニューそのものですね、これはもう古いわけですね。ですから、私はメニューをしっかりとこの際、見直しをしてさっき少しお話しさせていただきましたけれども、地域に出るような市民との政策懇談会的なものを私はきっちりやるべきだと、こう思うんです。

それでいろいろな取り組みをしている自治体、先進地がございます。例えばサポーター制度ということで、そこそこに住んでいる自治会の管理職を中心に、何人かでペアを組んでいろいろな体の不自由な皆さん方との代理の手続きをしてあげるだとか、そういうところもございまして、あるいは管理職の家にいろいろな証明書をもう置いておいて、そこを市の一つの派出所みたいな形でやっている自治体もあるし、あるいは自治会にそこに住む管理職等々が中心になって、そこそこの地域の中で市民の意見をしっかりと吸い上げるというような懇談会をやっているところもある。

ですから、私は政策会議がまずは一つは中心になって、しっかりと地域の中に入って、市民の方々とメニューをもって話し合うのが一つ、もう一つはそこそこの自治会で市職員というのは活動しているわけでありまして、その方々を中心に、その地域の中で政策懇談会的なものを設けて、その意見というものを新年度予算に反映させるような、そういう仕組みみたいなのができないのかどうなのか、特に今総合計画の策定期間にも入っているわけでありまして、そういったことも視野に入れながら、少し外に出るような取り組みをしてはいかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

市長も常常多くの市民の声に素直に耳を傾けて、これを市政に反映していくことが重要だというようなことも言っておりまして、私たち職員もこうした考えのもとで職務の方には当たっ

ていかなければならないと、このように考えております。

また、近年、市民と行政による協働のまちづくり、これが重要になってきておりまして、魅力ある地域をつくっていくためには市民と行政が力を合わせる事が大切だということは認識をいたしております。政策会議の方が積極的に町へ出てというようなお話もありましたけれども、今委員が御指摘のように、職員が積極的に市民の声を聞く体制をひくように政策会議が先頭に立っていくのが、これは政策会議であろうというふうに思っております。

今後、政策会議の方から何をどんな形で発信していけるのか、これは政策会議の中で検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） いろいろと答弁を今までしてきているんですけども、私も少し私の考えている所見について、この際申し上げておきたいと思うんですけども、私はやはり協働参加型のまちづくりというのは、原点はそこから始まるという認識は、これはもう強く持っています、簡潔に言ってですね。

それと同時にですね、市長として私はとにかく出前持ちになろうというふうな気持ちで、市民の中に飛び込んでいくし、いろいろな問題をやはり業界別にも聞いたりして、情報を常に我々はやはり持ってなきゃならんと、それから行政の持っている情報も常に市民の皆さんと共有していかなかったら、これからいい協働参加のまちづくりというのはできないんだと。

市長と語る会なんですけれども、私も実は行ってがっかりするんですよ。最後に、皆さんもう何かありませんかというふうに誘導しても、もう大体疲れちゃったなという感じがあって、皆さんも疲れおる中、長く我々何か言うと気の毒だなと、そういう雰囲気も何かすごく会場から感ずるわけなんですよね。

私は、今回は病院の問題については少し長過ぎたかなと思うんですけども、あれぐらい心配する大きな問題というのは、みんなとしっかり話し合っていく必要があると、ですから、あの会場から、さあすわ大事件だから、さあどうするあしたからというような、そういう雰囲気にならなかったのも、私はやはりよく皆さんと一緒に心配して聞いてくれたと、そう思っています。

それから、なかなか今日ですね、私もいろいろなところでの行動、活動も外部的なものもあったりして、なかなか規定どおりのスケジュールを組んでも対応できないということもいっぱい出てくるわけですので、ただできるだけ私はですね、今までも職員との対話というのは、議会の答弁書の作成を通してだとかいろいろな中でやって、私の意思是各部長を通して市民の中に、また私は商工振興会だとか会議所だとか、あるいは農業団体の皆さんだとか、いろいろふだんは接触しているつもりなんで、それは私の気持ちも十分理解していただきたいと、そんなふうには思っています。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは次に、廃棄物の再資源化という項目を出していますが、これについてお伺いいたします。

先般の本会議でごみを出さないということで、まずは排出をしないということを含めてトレーなどの補正予算が可決されたところであります。それで、ごみの減量化の関係については、今日まで本市的には先進的な取り組みも相当されてきていますし、各種リサイクル法に基づきながら、それに見合ったような形で、ごみの排出抑制もされてきているところであります。

それで、平成17年度のごみの廃棄の搬入量、これが総体で幾らであって、そのうち資源化される量が幾らで、残った一般廃棄物が幾らで、その一般廃棄物のうち生ごみがどの程度占めているのかお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） お尋ねの平成17年度の土別市一版廃棄物最終処分場への搬入量は、全体で7,920トンであります。そのうちペットボトル、紙パック、瓶、缶類、それからその他プラスチック、トレー、紙類、こういった資源化のごみにつきましては、全体で2,142トン、差し引き5,778トンが最終処分をされている状況であります。このうち生ごみにつきましては、事業系、一般家庭系、約2,000トンというふうに推測をしております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そういたしますと、一般廃棄物のうちの約6,000のうちの2,000強ですか、30～35%ぐらいが生ごみであると、こういうことでありますね。

それで、昨年12月から屯田と南町南栄自治会で2カ月間、生ごみの分別収集を行ってこの堆肥化等々の取り組みをされているんだけど、これについてアンケートも実施を実際に行っていてですね、やっているわけですが、そのアンケートの結果について、これも簡単に結構でありますから、2カ月間実施をしてみて、どのような声になっているのか。

例えば、生ごみの分別については問題ないというのがどのぐらいの方々がいらっしゃるのか、あるいは堆肥化についてはどういう考えでいるのか、そういった点について、これも簡単に結構ですから、数字でお示してください。

委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 今御質問の生ごみの分別モデル事業の件でありますけれども、この事業につきましては、平成17年度のバイオマス利活用推進事業の中の一つの事業として実施をいたしました。平成17年12月1日より1月31日までの2カ月間、市内の南町南栄自治会、更には屯田自治会の計2自治会の334世帯の世帯なんですが、ここの世帯による生ごみ分別収集を実施いたしました。

この事業の目的としましては、まず一家庭から出る排出量の調査も含めまして、こういう分別を実際やってみてどういう課題があるのかというような内容で、その後アンケートを実施いたしました。そのアンケートの中身なんですけれども、実際334世帯に対して回収率が58%の

192世帯より回答がありました。その結果でありますけれども、生ごみを堆肥化することについては、89%の方から「よいことだ」というような回答をいただいております。更には、家庭内でその生ごみを一時保管する場合、一番気になる点としては、やはり「においの問題」が79%、それと「保管場所の問題」が47%というような内容です。それとその保管する場合の容器については、どういったものかということで、「ポリバケツがよい」とするのが約69%であります。このようなアンケートの中身で、いろいろな問題点、課題点を今後の生ごみ収集について整理をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） アンケート結果はわかりました。

それで、平成17年度はバイオマス利活用推進事業ということで81万5,000円予算を使用して、この活動が行われたわけでありすね。生ごみの堆肥化施設、後ほど申し上げますけれども、これがいついつ何年度に設置をするかというのは、ほぼ目安があるわけでありすね。

それで、バイオマスの利活用を含めたこの協議会がです、それに向けてまだモデル地区なんかを実施するのか、あるいはこれをもって生ごみについては、完全分別をできるという判断に立って堆肥化施設に向けていくのか、その辺はこの協議会としては、今後どのような取り組みをしていくんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） いろいろな17年度の利活用推進事業の中で、生ごみの分別モデル事業のほかに農家に対する意向調査ですとか、実際に堆肥化の試験、成分分析といったものを事業の中で取り組みをいたしました。それで、利活用推進協議会の中では、生ごみの堆肥化については、全道的な先進自治体の視察等も含めまして、これから具現化していくための処理方法ですとか、処理施設の選定地等も含めまして、基本的には平成19年度に整備計画書の策定、更には平成20年度に施設建設計画というような形で進めたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今、平成19年度に施設建設をして、分別排出を20年度というのは、本当に可能なかどうかという問題ですよ。

この合併のときの協議の中では、今、大崎主幹の答弁のように平成19年度に生ごみの堆肥化施設を建設するように進めていきたい。そして再編時期、調整方法としてこれは20年度から実施をしていくと、今現状はです、17年度の決算書を見ると500数十万円で、朝日町については、有料の分別収集ですよ、生ごみについては、本市においては、これは一般ごみとして排出をしていると、これは無料でありますね。

それらの調整も含めてこの問題というのはかかわっていくんだけど、まず1つは、和寒、剣淵、朝日3町の広域生ごみ処理場というのがございますよ。これは週2回、朝日町民の皆

さん方は排出をそちらの処理場に出しているわけですね。それが500何十万の負担金を支払っているわけですね。この施設が何年に幾らで建てて、朝日町が幾ら負担をしたのか、そして当然、今度土別市でありますから、土別で施設をつくった場合、この3町の施設から簡単に脱会できるのかどうなのか、その辺はどのように市の方としては抑えているんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 深川住民生活課長。

住民生活課長（深川雅宏君） お答えを申し上げます。

平成14年に和寒、剣淵、朝日でこの施設を建設しております。建設経費でございますけれども、総体で2億2,503万2,000円の建設経費がかかってございます。そのうちですね、北海道の地域政策補助金、これを9,520万円補助を受けてございまして、差し引き1億2,983万2,000円を3町で全体の残りの分の20%を均等割、あとの80%を当時の人口割でそれぞれ負担をしたという経過でございます。

合併協議の中で、合併をするということでございまして、この段階で和寒町、剣淵町の理事者の方に向かいますね、土別市に堆肥化施設できた段階で脱退するということは御了解を得ているということでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、来年予算をつけてこの施設を建設できるのかどうなのか、その点はいかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 先ほど建設計画のお話の中で、19年度については整備計画書の策定、実施設計等を含めましたソフト的な実施設計が19年度で、実際の建設については、平成20年を予定しているところであります。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） この新市の主要事業の予算の中で、資源リサイクル畜産環境整備事業、これだと思っておりますが、これが概算事業費ということで、今お話しあったとおりの施設でありますけれども、1億5,000万円計上、ここではされていますね。これに対する国、道、市が1億5,000万円でありますから、その辺の持ち分とおおむね幾ら、どの程度の額の施設、金額を投資してここに建設がされるのか、場所等はまた別問題です。

それとそうなりますと、完全分別については、有料化という問題も含めて20年までに考え方をしっかりと持って20年から実施をしていくと、こういうことで理解してよろしいのか、その点、いかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 新市建設計画では、資源リサイクル整備事業ということで、農業開発公社が事業主体となった事業計画で記載がされているかと思えます。この事業につきましては、畜産農家の方が事業参加する必要があり、家畜ふん尿の処理に加えて、バイオマスの

資源の処理を想定したということで、基本的には、今考えている処理方法の中で、下水処理場から出る汚泥ですとか、家庭、事業所から出る生ごみ、これらを処理するために家畜ふん尿を発酵促進剤という形で処理する場合には、この資源リサイクル整備事業の規定には、ちょっと該当しなくなったことの要因があります。

そのためあくまでも生ごみ、汚泥等を処理する目的からいくと未利用資源物であるバイオマスの環づくり交付金、これは新市建設計画の中にはまだ記載されておりませんが、農林水産省が所管をするバイオマスの環づくり交付金という交付金をいただく中で、施設建設計画を進めたいというふうに考えております。

それと、生ごみの分別収集につきましては、平成20年施設建設計画ということからいくと、実際市民の方が分別収集を実施されるのは、平成21年4月からというふうに思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そこで、学校給食センターにお伺いをいたしますけれども、先般、私も給食センター、何度かお邪魔していますが、給食の残渣ですね、これはどういう処理をしているんだろうという話をお伺いしますと、脱水室がございまして、そこで脱水をして、その生ごみについては、今民間の業者に委託をして10数万円払って埋め立ての方へ持っていっていると、こういうお話で現地を見させていただいたわけですが、今、学校給食なんかについてもですね、こういう生ごみの残渣については、堆肥化をして、それを再度リサイクルをして食材に使ってきて、こういう取り組みというのはかなり増えてきているわけですね。私はしっかりと給食センターもですね、この市の取り組みに合わせながら、そのときにはしっかりと生ごみを入れていけるという体制を組むべきだと、こう思うんですね。

食育基本法が平成17年度に成立をして、特に第23条の中では、地産地消ということは、これももちろん基本でありますけれども、食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用と必要な施設を講じなければならないと、こういうものが出てきておるんですね。ですから、私は、今ある脱水室が適正な施設とは思わないんですね。やはり生ごみとして、しっかりと返していけるようなシステムをつくるべきだと思うんだけど、その辺の取り組みというのは、どのようにされていくんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 真木学校給食センター所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答え申し上げます。

ただいま御質問のありましたように、現在、学校給食で発生しております生ごみは埋立処分をしております。生ごみの有効活用の一つに堆肥化がありますけれども、設備の設置費用、それから維持管理費用等を考えますと、給食センターで単独で対応することは難しいのではないかとこのように考えております。

そこで、給食から発生します残食等につきましては、市の方でリサイクルセンターをつくる計画があると聞いております。そちらの担当部局にお聞きしましたら、給食センターの残食に

つきましても受け入れしていただけるというふうに聞いておりますので、その施設ができたときには、そちらの方に搬入したいというふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひそのような準備をしてください。

それと、この食育基本法に基づく食育計画、これはもう本市でも当然つくられていくと思うんですが、北海道はこれを策定もう既にいたしまして、例えば道産の食材の購入率、これを金額ベースで39%から70%に引き上げていくと、こういう資料ももう既に出ているわけがありますが、平成17年の資料をいただきますと、米については、地場産品を使用しているということとは100%、しかし、野菜関係について50.8%、畜産関係については53.8%、こういうことであります。これは給食センターに限らず、すべてのこういった公共施設において、いかに地産地消愛食運動を広げていくかというのは重要なんでありますが、この辺の引き上げも含めて、ぜひ給食センターの方でも頑張っていたきたいと思うんだけど、その辺、いかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 真木所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答え申し上げます。

給食センターにおける地産地消の関係でございますけれども、これまでも土別産の野菜等の使用に努めてまいりました。そこで土別産の作物が他で生産された作物の価格より10%程度開いていても、優先的に使用するよう努めております。しかし、購入できる時期が限られることや価格差が10%の割合を超えて購入いたしますことは、食材費の影響もございますので、なかなか難しい面もございます。

しかしながら、児童・生徒に安心・安全で、しかも旬のおいしい野菜を食べてもらうためにも、今後とも使用割合の向上には意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） この環境問題、あるいは食育問題ということで、今回、私は民生福祉常任委員会で九州方面に行政調査させていただきました。出水市環境基本計画、これは平成11年につくられているわけであって、この出水市では、行政はもちろんでありますけれども、この出水市の環境基本計画というのは、行政でいえば、自治基本条例的な取り扱いになると思うんだけど、こういう計画を持って循環型社会というのを設けて、そして行政、市民、企業等々の果たす役割も含めて、相当細かく計画がつくられて、それを実践されてきています。これについては、また別な機会に質問、この提言等も含めてしようとは思っていますが、既に担当者にお渡ししていますので、この辺も勉強されて、本市の取り組みにも役立てていただきたいと、こう思います。

では次に、特殊勤務手当、これについてお伺いをいたします。

10月19日の道新にありますけれども、これは古い04年度の特殊勤務手当であります、国にない特殊勤務手当が、土別でも18件、6,829万9,000円支払われていると、こういう記事が出ました。隣の名寄市は2件で18万6,000円、こういうことであります。随分差があると思って調べてみましたら、これはなくてはならない手当であるということも理解ができるのであります。

それで平成17年度の本庁分の特殊勤務手当、1件1件何が何ということは結構でありますから、支払われている件数、病院の件数、それと幾ら支払われたか、それと合併調整の委員会のときにも、合併後、再編して削除するというものが相当出たわけですよ。そういうものが何件があるのか、それをお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 村上総務課主幹。

総務課主幹（村上正俊君） お答え申し上げます。

旧土別市の特殊勤務手当の状況ですが、4月から8月までの支給額につきましては、16種類、23区分、7,218件で4,265万9,000円となっております。うち病院事業会計の方で、12種類6,780件、4,095万8,000円となっております。また、旧朝日町の方ですが、こちらにつきましては、7種類で4月から8月までが2種類で13件、5万3,000円が支給されております。

合併後の支給状況なんですが、こちらにつきましては、14種類22区分9,703件、5,797万4,000円が支給されております。うち病院事業会計で12種類9,008件で、5,589万4,000円が支給されております。

次に、合併時の特殊勤務手当の見直し状況なんですが、こちらにつきましては、旧土別市におきましては23種類、38区分がございました。この中で手当の全部を廃止いたしましたものが、9種類ございます。次に、手当の一部を廃止したものが1種類ございます。それから、新たに病院の方で透析手当を1種類新設をいたしております。旧朝日町におきましては、当初7種類ございました。そのうち2種類を廃止いたしました。他につきましては、金額等を見直して、土別市の特殊勤務手当に統合いたしております。

この結果、新市におきましては、特殊勤務手当を15種類27区分といたしました。合わせて6種類、12区分の手当を見直しし、おおむね旧金額の6割程度といたしております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そういたしますと、現在は15種類の特殊勤務手当があるということですね。

それで、病院についてちょっとお伺いしたいんですけども、特殊勤務手当の中でも、この大多数を占めるのは病院の特勤手当だと思っておりますが、その内容をお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 藤森市立病院事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

5,000数百万円という話の病院の部分ですけども、実はこのうちの大きな部分というのはですね、やはり医者の方の緊急時における医療の手当ということで、御承知のとおりですね、うちのドクターというのは24時間実際は拘束されて、例えば夜中でも、必要があれば自宅にいても

呼び出しを受けて、それで拘束されながら病院に行くし、また土日においても当然、そういう緊急患者だとか、それから病棟の入院している患者がいればですね、急変あれば、すぐそういう形で、自分の持ち分の患者でありますから、呼び出しを受ければ出ると、そういう処置をするということで、基本的にはそういう24時間ある程度拘束されて緊急の医療については、そういう対応をするということで、実はドクターにですね、3年以上の方については、月額18万円、それ以下の3年未満の方については15万円ということで、こういう緊急のそういう医療を手当を支払っているというのが、実はこの病院の大きな特殊勤務手当の額であります。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 国がどう言おうともですね、やはりこの自治体病院に課せられた市民の生命を守るという、この市立病院を守っていくためにはですね、これだけ厳しい医師の環境の中で、医師を確保するというのは極めて重要なことでもありますね。ですから、この特殊勤務手当は至極当然のことだと、私は思うんでありますね。

それで、この機会にお伺いしておくんでありますが、先般の病院の決算認定のときにも、私は質問させていただいたところでもありますけれども、平成17年度決算では、相当入院外来患者とも減少している。これは医師の充足度の問題もありますし、いろいろな要因があるわけですが、そこで市長と語る方でも市民が心配していますし、あるいは市長と語る会で、市長が一番最初に市民の皆さん方にお訴えされているのも、この医師確保の問題であります。これは極めて重要な問題であるし、そこで決算委員会以降ですね、院長なり、市長なりが名寄の市立病院にお伺いをして、例えば来年以降の小児科の平日の日中の勤務のサテライトの問題についてどういう話が正直言ってなされているのか、それと私はそのときも申し上げただけけれども、せめて土曜、日曜、祝祭日については、1日2時間、3時間、半日でも、午前中だけでも名寄の医師が日勤として張りつけないのだろうか、そういう申し入れもしてみてもどうか。

あるいは、名寄でさえ、産科、小児科ということでベッドが今、相当満床状態の中で、土別もお話を聞くと、1日15人程度の入院患者がいらっしやると、小児科は。そういう方々が、名寄に行ききちとベッド確保されるのだろうか、そういう心配が市民にあるわけであって、そういったことをぜひ名寄の市立病院と打ち合わせをしていただきたいと、こう思ったんだけど、その辺はどのような経過になっているか、お知らせください。

委員長（神田壽昭君） 藤森事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えを申します。

確かに、先回の議会のときに、牧野委員からいろいろな御提言を含めてですね、よりよい今後の小児科の医療の体制整備ということで、御提言を含めてそういうことがありました。

当然、私どももですね、それを受けまして、実は11月20日に私、院長、それから私どもの小児科の医長である平野医長と一緒にですね、実は名寄の市立病院に、既にこの土日、祝日のその辺の診療日の拡大については、8月時点ではちょっと1回お話あったときに、再検討も含めてお願いしたいという話は、実はしておりました。向こうもいろいろ論議をしていたんだと思

うんですけれども、そういう形の中で、11月20日に名寄の市立病院に行ってきました、向こうについては、佐古院長ほか小児科の診療部長等も含めてですね、いろいろなこちらの方からも申し入れもしてまいりました。

そういった中ですね、やはり名寄の病院としてはですね、今後、せっかくサテライトというか、そういう形で小児科の医者を名寄に集中させていくとならばですね、名寄としては今後、均衡、この辺の地域全部の部分を考えながらですね、24時間いつでも小児科の子供が来たときについては、一般的にはですね、名寄も土別も今までは夜間だとか、救急に来たときには、当然まず救急医の医者が診て、必要に応じて小児科の医者というような状況でしたけれども、今後は、4月以降は医者が今のところ7名になる予定ですけども、名寄にそういう形で集中するということになればですね、24時間、特に夜間、土日、休日も含めてですね、小児科の患者さんが来ればですね、当番医は常に小児科の医者がそこに待機をして、常にそういう形できちんと小児科が対応するというシステムをつくっていききたいというような実はお話がありました。

そうするとですね、実は私どもとしても、そういうことを踏まえながら、土別についても土日とか祝日の部分についてのですね、せめて日中でも、何とかそういう形の中で医師の派遣はできないかというお話をしたんですけども、今言ったように、そういうふうな24時間いつでも、そういう小児科の患者については、小児科の医者が診るというような名寄のそういう体制、当然そうすることによって、夜間ずっと拘束されて泊まりをするわけですから、そうするとその医者は、次の日は当然休暇をしなければ、そのまま診察はできないというふうなこともあります。

それとそれ以外に実は、診療のほかにはですね、土別においても小児検診ですとか、それからいろいろな実はそういう検診業務、実際ほかの部分で基本的には今までお話ししたとおり、月曜日から金曜日までは医師1人を派遣すると。ただ、それ以外にそういう検診業務があるときに、年間何十日にもなるんですけども、そういうときについては、別な医者をまた派遣するということになってきます。なかなかそれを含めると、土日、祝祭日、年間100日を超えるような日にちの部分をもた100人分すぐにプラスアルファということになると、非常に大変医師派遣については、現状の医師数7名の中では難しいという、実はお返事はありました。

ただですね、私どもとしても、難しいというものは十分わかるんですけどもって、いろいろお話し合っている中ですね、まず1点は、向こうの方としてはですね、そういう形の中では、夜間24時間常に医者がいるということですので、特に休日、夜間についてはですね、電話相談のことはきちんと対応するということでもあります。ですから、例えば土別の方がお子さんが具合悪くなった、ちょっと心配なときですね、例えば本当に病院に連れて行っていいのか、それとも様子を見ていいのかとか、いろいろな状況をきちんと名寄の方に電話をしていただければですね、名寄の方では小児科の医者が出て、きちんとしたそういう電話相談をします。ですから、物によっては名寄まで行かなくて、例えば座薬を入れてその中で、自宅の方でまた様子を見ながら、日中市立病院にかかることも可能だと、いろいろな相談をする体制はきちん

とつくるというのが1点ありました。

そういった中だと、もう一つですね、牧野委員が言われましたように、入院患者の関係です、当然夜間含めて医者がいないわけですから、入院施設については名寄にせざるを得ないということで、私どもも今言いましたように、特に冬期間、インフルエンザ等がはやればですね、やはり相当数の小児科の患者さんが、土別でも増えるわけですから、当然、名寄も増えてくると。そういうところで、現状の今の名寄についてはですね、小児科と婦人科が一緒になっている病棟だということですが、その中で我々の今言ったような土別の方が行ったときに、全部集約できるのかどうかということも、ぜひこれについてはという話をさせていただきました。

そういった中で、向こうとしては、新たに小児科の病床を、例えば今まで小児科、産婦人科の病床をちょっと何床かほくもあれしてないです。新たにプラスアルファ20床なりするということは、全体の中ではちょっと難しいと。

ただですね、一般病棟全部があるわけですから、その中できちんとして、必ず私どもから、そういう小児科の患者が行ったときには、そういう一般病床を利用しながら、全体の枠の中でですね、入院するのにベッドがないというような状況はつくらないで、きちんとしたそういう対応をしていきたいという御返事をいただいておりますので、私どもとしても、一安心はしますけれども、ただ、今後向こうがどういう形の中で、その一定枠、小児科の病床のベッドを確保していくかというのは、やはり向こうの全体の中のお話でございますので、これについてはある程度向こうに決めていただくしかないと思いますけれども、ただ少なくとも私どもも今の現状、10人なり20人は、多いときにはそういう入院患者がいるので、その辺の対応についてはよろしくお願ひしたいということでは、向こうとしてもきちんに対応いたしますという、そういうふうな御返事をいただいているところであります。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ベッドの確保については、そういうことでわかりました。

それと24時間、小児科医師が在駐するわけでありますから、今、局長のお話ですと、夜でも不安な市民が電話をした場合に、医師がテレホンサービスできちんと対応していただけると、そういうお話でありますから、それは理解いたしました。

ただ、残念なのは、平日、土日、祝祭日の関係ありますけれども、これはこれからまだ話し合う余地もあるわけでありますから、ぜひその辺も含めながら、これからも協議をお願いをしたい。

それと既に質問でも出ていますけれども、病院の健全化計画の策定はやはり病棟の再編問題だとか、この種の問題がございまして、ちょっとおくられていると思うのでありますが、これが数値的なものも一般会計含めてですね、負担額等々も明らかになってこない限り、一般会計の議会に示されている改革の計画案そのものの変更もあり得るわけで、病院については、いつごろまでに私ども議会に対してそういった計画案を示していただけるのか、その点はいかがでし

ようか。

委員長（神田壽昭君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

現在、実は特にきょうお話ししましたけれども、小児科病棟の部分が来年、実は入院患者がいなくなると、3階病床ですね、それと今言いましたように、前回からはやっていますけれども、産婦人科については婦人科分娩中止ということで、現実的には3階東病棟が約40床あるわけですが、この病床の部分の利用が実は大きく関係してですね、ここの部分の看護師の配置、例えばここを仮に閉鎖するという事になればですね、当然、ここにいる看護師含めて約20名近い、そういう人員については、ほかのところに行くということになって、全体の中で看護師の数だとかそういうものをしていかなければならんということで、基本的にここのところが、実は今のところ大きな焦点にはなっておりますけれども、当面、私どもとしてはですね、今の状況の中では、他に例えば転院をするような要件がないということでありますので、私どもとしては、当面4月以降いろいろな細かく出てくれば、またそれはそれでほかの部分で利用しようというふうには考えておりますけれども、現時点では、一応3階東病棟については、一時的には閉鎖せざるを得ないという今認定の中で、これから作業を進めていくと。

できれば、12月の議会中にですね、私どもとしても、一定の健全化計画をつくってですね、議員の皆さんに一定程度案という形の中でですね、ぜひそういう形で説明をさせていただくということですので、12月議会中に説明なり、そういうものを御提示したいというふうに考えて、作業を進めているところであります。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは次に、同じく特殊勤務手当の関係で、スズメバチの駆除業務、これについてちょっとお伺いいたしたいと思います。

この手当については、害虫の駆除に関する事ということで、合併前まで土別市は、1件500円、朝日町は1件2,000円の特殊勤務手当が支払われていて、合併したことによって土別の方に統合して1件500円、このようなことになっていて、市民からは無料ということでありませぬ。そういう調整項目になっているのでありますが、17年度のスズメバチの駆除、件数が何件だったのか、それと18年度、これは相当大量に発生いたしましたね、土別のこの温根別町の民有林でお仕事なさっていた男性の方が刺されて亡くなるなんて不幸な事故もあったわけでありませぬけれども、相当の件数あったと思うんでありますが、18年度何件あったのか、そしてこれについて職員がどのぐらい、何人でのどのぐらい件数出ているのか。あるいは職員では無理で、業者なんかに依頼等がどのぐらいあって、依頼をした場合、どのぐらいの金額かかるものなのか、その点、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 特殊勤務手当の中でのスズメバチの駆除に関しての御質問でありますけれども、平成17年度は56件の市民、事業所からの依頼、このうち朝日が14件でありま

す。18年度については、ごらんのとおり高温の気象状況等もありまして218件、そのうち朝日が24件、これらの18年度の218件の件数に対して、駆除業務に従事した職員数は、延べで507人、1件当たり2.3人の職員が業務に当たったという内容になっています。

それと、場所によっては高いところもあって、職員がその駆除処理が無理だということで、業者等の紹介もしたケースも数件あります。調べましたところ、民間のハチ駆除業者が処理する際については、1件当たり1万5,000円から2万5,000円の範囲、中には駆除する際の難易度、高さ、それから困難性、そういった意味からこういう1万5,000円から2万5,000円の駆除料金の範囲というふうに思われます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 去年の場合は少なかったようですが、今年は1件2.3人ぐらいは出勤して507人が延べで出ていらっしゃるということですが、8月中にどのぐらいあったんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 8月につきましては、ちょっとトータルの数字を抑えていませんけれども、6月からハチ業務が開始されまして、10月までの約5カ月間の中で、一番8月が多い件数であります。ちょっと件数については、後で回答したいと思います。すみません。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） この件数からいっても、8月は多分100件以上あるんでないかなという気がしてならないわけですが、そうなりますとね、8月の暑い時期に、これは辞令1枚で職員というのはかわるわけありますから、あそこには技術職員いないわけなんでね、一般職の職員がそれぞれ完全なる防具を8月にして、そしてそれぞれはかなり危険な場所も含めて、これは危険な状況でありまして、こういうものを駆除すると。これは大変な業務だと、一方では思うわけですね。

ですから、例えばですね、土別のシルバー人材センターなんかには、相当な技能を持った年配の皆さん方もいらっしゃるわけであって、例えばシルバー人材センターなんかでは、こういう駆除なんかはできないものなのか、どうなのか。あるいは、それができないとなりますとね、私はやはり一部助成してでも、土別の中でこれを駆除できるような民間業者がないのかどうなのか。これは1万5,000円も2万円も個人負担させるの大変ですから、一部市が補助したとしてですよ、いないのかどうなのか。その辺はいかがなもんなんでしょう。

委員長（神田壽昭君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） まず、8月中のですね、件数でございますけれども、291件というふうに抑えているところでございます。

次に、市内業者等のですね……

（「さっきの、延べですか」の声あり）

延べ出勤人数で291人が出ているということでございます。

次に、業者委託等の関係でございますけれども、ハチの駆除を実際に行っている業者といたしましては、風連町、あるいは旭川市内等にございまして、こういった方々の業者に対しましてですね、先ほど主幹からお答え申し上げましたように、御紹介をさせていただいているとおりでございますが、シルバー人材センター等の活用も考えられないわけではございませんけれども、年齢的なこと、あるいは高所に渡る場合もございますので、これは慎重な協議等も必要になってくるかと思えます。

過去にはですね、清掃関係を行っている業者の方にハチの駆除等についてですね、できないのかということで協議をさせていただいた経過もございまして、値段等のこともございますが、防護服等の用具等があればですね、これは可能というような形での、金額の問題はございますけれども、感触を得ているところでございます。

ちなみに、各市、自治体もですね、今、牧野委員のお話がございましたように、委託をしているところ等もございまして、それぞれいろいろなところで市直営、あるいは業者の紹介、更にはですね、一部業者を使った方に対して市が助成をするというような形での駆除のことをやっているとございます。余り件数が多いとですね、行く市職員の負担等の問題もお話のようにございますので、こういったあり方が市民負担が少ない中でですね、職員の危険負担の方も少し軽減ができるかということについてですね、新年度に向けてちょっと検討をしていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ただいま答弁あったようにですね、新年度予算の今、策定時期に入ると思いますので、ぜひそういった点について、他市の状況等々も踏まえながらね、検討していただきたい、こう思います。

それでは、最後の質問に入りますけれども、要介護認定の関係と障害者控除の関係についてお伺いいたします。

介護認定されている市民の皆さん方が、税の申告のときに障害者控除に該当するのかなのかという問題については、以前から小池浩美委員がこの問題について質問されています。そういう中で、ある程度改善もされてきているというふうに、私も承知をしています。それで、そういった経過も踏まえながらお伺いいたしますけれども、平成17年度末で介護認定されている方の数、それと平成18年4月に介護保険法が改正されまして、要介護区分の変更が行われました。そのことによって、受けるサービスを低下している市民の方々も相当いらっしゃるわけですが、要介護1から要支援1、要支援2になった人の数、これは何人いらっしゃるのかお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 仁村介護保険課主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

介護認定で士別市全体で認定を受けている方につきましては、3月末で1,103名、そのうち

ですね、9月末で申し上げますと、介護1の方々のうち要支援の2ということで認定を受けた方は100名になっております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでですね、市道民税のお知らせということで、これは全戸に配布されていると思うんですが、税制改正が行われて、先ほど小池委員の方からもお話しございました。ここに書いてあるのではですね、そのまま読みますと、これは今年の分です、65歳以上の方の非課税措置の廃止ということで、年齢65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の場合の非課税措置という廃止されました、なくなりました、こういうことですね。裏を見ますとね、しかし、市民税、道民税の納税義務のない人というところで、障害者、未成年、寡夫または寡婦、前年の合計所得金額が125万円以下の人、一方では非課税措置がなくなったけれども、一方では納税義務がないと、障害者の方について言えばですね、それで先ほど小池委員の質問に65歳以上で非課税が廃止された方は662人いらっしゃいますという、たしか答弁でしたね、税務課の答弁ではね。

このうちですね、介護認定ということで、福祉の方で保健福祉事務所長が申請されて認定された方というのは、どのぐらいいらっしゃるかというのは抑えているんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

認定を受けていて非課税になった方という抑え方はしておりません。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そうなりますと、8月から今日までの、今年ですよ、例えば今年から125万円以下は非課税措置廃止されましたということで課税されて、その後、介護区分の中で障害者認定されて、そして更正申告をして、そして非課税措置になった方というのはどのぐらいいるんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 仁村介護保険課主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

7月に介護保険料の決定通知書を発付いたしましてから、10月までの間にですね、介護保険料で申し上げますと、従来の障害控除とは限定できませんが、34名の方が税額更正で非課税となりまして、段階が変更になっております。その世帯員の方につきましても、25名の方が御主人なり、世帯主が非課税になったという関係でですね、段階の変更を行っております。合わせまして59名の方々が更正になっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、この1,103名、これは平成18年の3月末、先ほどの数字なんです

けれども、1,103名の方については、その方々がどういう所得状況があるなしにかかわらず、審査会があって介護の認定されるわけですね。その認定されたときに、皆さん方は、その方にあなたは介護区分何ぼですと、幾らですと、それでこの認定証申請をしてですね、認定されれば、例えばあなたが申告するときに、障害者控除を受けることができます。あるいはもう一方、あなたはだれだれさんとともに生活をして扶養になっているのであれば、この方の扶養控除として障害者控除を受けられますと、こういうような説明というのはされているのでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

介護の認定の申請の関係につきましては、本人さん及び家族の方が介護保険課の窓口に来られる、それから事業所の方々が代行でされるといういろいろなパターンがあります。直接窓口に来られた方々につきましては、認定後の話としては、そういう話はいたしておりますが、認可前の申請の段階でということはありません。ただ、今後ですね、介護の認定が終わりますと、却下なり決定なり変更なりという通知を差し上げますので、それらの通知書の中で記載をしながら、PRを行っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひですね、介護認定、これは個人情報保護条例との関係がございましてね、一番簡単なのは保健福祉部で持っている情報を税務課の方にすうと移行すればですね、これは簡単にできるんだけれども、ただそれは認定上、国は一律はよくないと、こういうことですよね。ですから、それはできない。ですから、福祉事務所長の代理の保健事務所長ですけども、認定があれば、控除ができると、こういうことでありますよね。

それで、もう一点お伺いしたいのは、要介護1から要支援2になった、先ほど100人ですね、この方も申請があれば、障害者認定というのは可能なのでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） 要支援の2の認定を受けた方々につきましては、要介護1の認定を受けた後に、介護予防サービス提供のために要支援2という認定をいたしておりますので、あくまでも要介護1ということでありまして、障害者控除の対象者として認定してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） わかりました。要支援2も該当するということですね。はい、わかりました。

それで先般、名寄税務署が来て年末調整の説明会があったようなんでありますが、そのときにも後で私聞いてみますとね、市の税務課の方から介護認定を受けていらっしゃる方については、きちっと申請をすればですね、障害者控除の該当になる場合もあるので、その辺はきちっ

と申請したらよろしいですよというお話もあったようです。これは年末調整ですから、各企業なり、そういう皆さん方が担当者が来て話しているわけですから、これは結構なことだと思いますし、それに以前はですね、これ、平成14年、15年当時ですね、税の障害者控除ということで、介護認定を受けた場合についてはこういうことができますよ的な、広報紙に掲載されているわけですね。ですから、これは毎年確定申告の時期にはですね、そういうことをしっかりやっていただく、広報の分ですね。それと税は税の分でやる。そして、介護認定される段階において、そういう優しい親切なお話をしてあげるといことで今後ともお願いしたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

今後ともですね、2月に行われます確定申告のお知らせの中でも、還付申請の対象になりますとかってというようなことでPRをしていきますし、税務課の方々をお願いいたしまして、確定申告会場で申告者本人及び控除対象扶養者が介護認定を受けている場合の障害者控除について説明を十分行いまして、認定証の交付をしていきたいと考えております。

以上でございます。

委員（牧野勇司君） 終わります。ありがとうございました。

委員長（神田壽昭君） ここで午後3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時05分休憩）

（午後 3時20分再開）

委員長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 質問に通告に入る前に、一言理事者の見解を賜っておきたいと思います。

それは、昼前の答弁の中で、保育料の問題で、朝日はひどく高くなるので、そこら辺の配慮をすべきではないかという小池委員の質問に対して、結局合併協議会の協議を経て、18、19年2カ年の経過措置を設けて統一することで御承認をいただいているところでございますと、こういう答弁ございましたけれども、合併協議会の性格とは一体何か、合併協議会で決まったことなんだから、もうこれはそのとおり実行しなければならないんだというように聞こえたんだけれども、そういうふうにお考えになっているのか、この際、見解を承っておきたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 相山助役。

助役（相山慎二君） ただいま斉藤委員の方から、合併協議の経過のことについての御質疑がございました。

実は、合併協議の中で、同じく斉藤委員の方からそういう協議の中で決まったことが、すべ

てこれが右も左も動かないで真っすぐいくのかというような趣旨で御質問がございました。当時、私、総務部長として事務局長をやってございました。そのとき17年6月23日でございますけれども、決してそういうものではないのではないかと、ただ、合併協儀の中で確認をいただいた事項については、やはり尊重すべきものではあるけれども、それががちがちのもので、右も左も行けないというものではなくて、ある意味では、合併後に新たに首長が選出されて、その首長の考え方によってそういった協議をされて、合意を得た考え方については尊重はするけれども、場合によっては、状況が変われば、その時点の状況判断に基づいていろいろな方策が講じられることはあるであろうというふうな答弁をさせていただいたところでございます。

その基本的な考え方については、今も変わっているわけではないわけでありまして、状況というのは、日刻々変わるものでございます。行政のシステム、更には行政が行っていく上での背景というものについては、やはり変わっていく。この合併協儀の中で、いろいろな事務事業の調整を行った段階というのは、平成16年でございます。もう既に今、2年を経過しようとしているわけでありましてけれども、その間にも地方の財政等々については、大きくさま変わりをしているというような状況もございますので、今、冒頭ありましたように、そのことがすべてがそれで決しているものというようには考えておりませんし、これからもそういった一つ一つの問題については、それぞれのときの状況というものを判断しながら、議会の皆さんともよく協議を相談をして一つ一つ決まってくるものというふうにご考えているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今、助役がおっしゃったようなその立場を堅持して進んでいただきたいと思うんです。ともすればですよ、いや合併協儀の席で確認されているのは、これは19年から統一していくんです、あるいは20年からなんです。それがあたかももう決定であるかのような、いわば理事者からの、あるいは職員からの声が聞こえてきたりするときがでございます。

私は、それはそれとしてあるだけけれども、しかし、本当に市民の立場に立って、こういう税制改革でありますとか、高齢者に対するさまざまな負担、そういう状況の中では、本当に市民の福祉の向上を真剣に考えて、そう市長も答弁していらっしゃるから、ぜひそんな立場で、全職員が行政の運営に当たっていただきたいということをまず最初に申し上げておきたいと思います。

それで、入札制度についてでございますけれども、1つは、17年度あるいは18年度の工事の入札の件数でありますとか、随契の件数でありますとか、落札率の最低、最高、これらは一体どうなっているのか、端的に答弁をいただきたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

17年度、18年度の公共工事の入札の関係ですけれども、入札にかけたもの、17年度、130件、そのうち最低の落札率が64.35%、最高が98.39%、平均落札率94.06%となっております。一方、随意契約で行ったもの、それが48件ございます。最低が36.67%、最高は100%、平均で

94.03%となっております。同じく18年度、これまで137件の入札を行っております。最低で74.93%、最高99.44%、平均が94.84%、随契で47件行っておりますけれども、最低で86.52%、最高で99.51%、平均で95.45%というような結果となっております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 大体の落札率を見ると、大体95～96%、これが平均になってこようかと思うんですけども、それで1つ、今課長がお答えになったんですけども、随意契約で36.67%というようなのが言われていたんですけども、これはどんな工事で、幾らでどんな額の、随契ですよ、随契で36.67%なんていうのはどんなことが起こったのか、ちょっとこれは聞いておきたいことなんですけれども。

委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

これは旧朝日地区の中央団地の管の布設工事だったわけですが、行政としての予定価格では18万円という、割と小さい事業ということで随意契約で発注したわけですが、その設計時の内訳で見ますと、資材費の関係で4万8,000円ほど、あと労務費で6万4,000円、諸経費で6万7,000円というような内訳で18万円ということになっておりました。

それで、随意契約で3社見積もりをしたわけですが、資材費等につきましては、4万8,000円が2万7,000円ということで、金額的には落ちが小さかったわけですが、労務費並びに諸経費の関係、それで合わせて13万円のところが3万9,000円ぐらいに落とされていたということで、工事としましてはそのまま落札して行ったというような状況にあります。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 丸々ただでやっていましたら、18万円ぐらいのことだっていうことなんです。ただ、それは単に18万円だからいいという問題ではなくて、そういう市の設計、理事者の設計がですよ、それだけ36%になんていうふうになると、資材が4万8,000なんてこう言っているわけだね。資材費にも満たないぐらいなことでやる場合、よく最低制限価格とこう言いますよね。18万円だからいいというんじゃないで、最低制限価格との問題で言いますと、そんなことで仕事がやっていけるのかと、それは仕事の保障ができないから、それは最低制限価格以下だから、それは落とさないということがあると思うんですけども、こちら辺の考え方はいかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

本市の方は、最低制限価格というものはやっておりませんで、低入札価格制度でやっておりますけれども、低入札価格につきましては、入札工事について該当させているわけですが、それにつきましては、一定の基準の価格を下回った場合、調査をして適正な工事ができるかどうかということを調査委員会で調査するわけですが、今回の場合、随意契約ということで、それには該当はさせていないということになってございます。

それで、先ほどと同じようになりますけれども、これが資材費が丸々、資材費の部分が全然見られていないというようなことになると、適正な工事はできないということになるわけですが、18万円の中、おおむね労務費、諸経費といったものが大きな割合を占めておりまして、これが極端に落ちていると。サービスというわけではないんでしょうけれども、諸経費がほとんど見られないでやっているということで、工事施工としてはできるだろうということで、その後の検定においても、その工事は適正に行われているということで終了をしているというところでございます。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 随契なんかでは一面ではですね、100%ですよ、もう随契、これでやれと言ったのかなという100%のところもあるなんていうこともございます。

それで、入札の関係で、最低64.35%というのがございますよね。これはどんな工事で、これなんかは、制限価格にはひっかからないで、きちんと工事も行われているのか、この点はいかがなんでしょう。

委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

これにつきましては、団地の解体工事だったわけですが、これにつきましては、入札をしているということで、低入札価格制度にはかかっております。低入札価格制度自体の基準価格というのが、予定価格の3分の2から85%の間で直接工事費、それと経費の5分の1を足した額ということで定めておりますので、これについては低入札価格制度にはかかったということで、その後、調査をしたわけですが、解体という工事の特殊なものがあつたものから、これにつきましては、受けた業者が処分費を除いて特殊機械も自分の方で持っているということで、自社処理ができると、そして建築リサイクル法等のそういったものにも対応しているということで問題がないということで判断して、64.35%という落札率で工事を執行しております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それからですね、18年度のやつも課長答弁されましたけれども、ここでいきますと、入札でいきますと99.44%、これはここの議会で議決をして、ええと言ったやつなんだけれども、これは何社で競争をやって99.44%、これはちょっと近年で見たことないんだよね、それもですよ。北部団地の新築ですから、非常に額も大きい。これをちょっとこれの中身を教えていただきたいと思うんだけど、いかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

ただいまの工事につきましては、市営住宅の北部団地なんですけれども、これにつきましては予定価格が5億430万4,000円の工事だったわけですが、これの業者といたしましては、

5つの特定企業体の指名競争入札ということで行われております。

それで最低落札者が99.44%といったことになったわけですがけれども、これは結果を公表しておりますけれども、次順位については99.49%、3位入札者が99.67%、4位入札者が99.73%、5位の入札者が99.87%といったような結果になってございます。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 私も入札のやつで大きい工事なんか見ているけれども、これだけのやはり差というのは余りない、談合があったとは言わないけれども、相当の話し合いもなされたのかなと思わざるを得ないような状況なんだけれども、こういうものについては、どういう感想を持っていらっしゃるんですか。

委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 感想というかどうかあれなんですけれども、適正な入札を行った結果ということなんですけれども、どうしても、他市の状況なんかを見ましても、どうしても地方の方では、今こういう景気状況ですので、やはり公共事業が少なくなっていくといったようなことがあると、やはりたくさんの工事をとって利益をたくさんの本州みたいに大きな業者さんでそれを争っているということになると、落札率等は下がるのもあるんでしょうけれども、中にはやはり1つしかないということが、工事しかないというのがあれば、利益を追求と言ったら言葉は語弊ありますけれども、それとうちが予定価格を事前公表いたしておりますので、その狭い範囲の中に入った結果なのかなというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そこで、入札制度の改善でいろいろなことがやられておりますよね。北海道が以前やっていたランダム方式というのがございますよね。このランダム方式というのは、どんな方式だというふうにつかんでいらっしゃるのかということと、今も北海道では、ランダム方式をやっているのかということ、更には士別市なんかでこのランダム方式を取り入れる、そういう考えを検討したことがあったのかどうか、この点をお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） ただいまのランダムカットの関係でお答えをいたしたいと思いません。

このランダムカット、ランダムということで不作為にということではカットするというようなことではございまして、例えば工事であればですね、格付をしておるわけですがけれども、その中にAランクならAランクに20社がおりますと、普通は指名競争入札の場合は、その20社の中から5社なり6社なりを発注者が指名をして、その中から入札をするという考え方ですがけれども、このランダムカットというのはですね、20社なら20社いるランクづけの中の業者をですね、コンピューターによって機械的に削除すると、そういう中で入札を行うというような方式でですね、これが平成11年にですね、上川支庁管内でいろいろな事件がありまして、その是正策ということで平成12年から道で採用された方式ということで、平成12年からですね、平成14年まで

実施された制度でございます。

ランダムカット方式、当初はやむを得ないのかなというような話で進んだわけですが、やはり2年、3年やっていくうちに、非常に弊害があったと、細かい内容については余り承知はしておりませんが、弊害があったということで12年、13年、14年だけやってですね、現在はランダムカット方式というのは、道では行っていないと、そういうふうな中身になっております。

それで、これについてですね、市の方でも検討したことがあるのかというような内容ですが、聞くとところによります、余り方式的なものでは、ランクづけの業者が少ない、何十社もある中で削っていくならいいですが、土別みたいに格付業者が少ない場合にですね、余りなじまないというのと、いろいろな弊害が実際やってみたら、道の方でも出てきたというようなことがありまして、市の方ではやっていない。検討したというか、検討するまでに至っていないというのが実態だと思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、市ではですね、予定価格の事前公表をずっとやっているんだけれども、この予定価格の事前公表の経過をちょっと教えていただきたいのと、私はですね、長い間予定価格の公表なんかやっていますとね、結局予定価格決まっているから、高値安定にやはりだんだんとなれてくるとなっていく、だからそういうさっき言った北部団地の工事の99.44%なんていうのは、そういう課長答弁したように、5つの業者がもう0.02%しか変わらないというぐらいね、それだけ積算が正確だと言えば、正確なのかもしれないけれども、本当にきれいに99.87%、最後まできれいに並んでいくわけですね。

そういうのも一面では、事前公表をしている高値安定にこれからも続けていく、そういうことがあり得るんでないかと、初め入札制度の改善して、予定価格の公表なんてやったけれども、私はこれからはそういうことも加味して全部を公表するのではなくて、いろいろな工夫をした入札制度の改善をやっていくべきではないかと考えておりますけれども、この入札制度の予定価格の事前公表の経過と、これらに対する市の見解、これは今までやってきた時点に立って、どうお考えになっているでしょう。

委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

事前公表の関係ですが、そもそも事前公表が全国的に導入されるようになった経過とありますが、予定価格を公表していない場合、例えば業者さんが予定価格を知りたいというようなそういったような、全国的に不正な動きが見られたということから、それを事前に公表してしまえば、そういったものがなくなるといったことで全国的に導入されてきた経過がございます。

それで、北海道の方でも、これを平成14年度に執行をしてみまして、確かに委員さんがおっ

しゃるように、予定価格がわかっているもんですから、高どまりになってしまうというような懸念もなされていたわけですが、その道でやった結果等についても、高どまりにはなっていないということで、土別市の場合も平成13年度に一応試行という形で1件3,000万円以上の工事を対象にやらせていただいたところでございます。それで、落札率で見ますと、平均で95.8%だったものが、事前公表で94.8%、事後公表で96.21%というような状況であったことや、平成15年度でいきますと、事前公表で96.75%、事後公表で93.61%、平均で94.17%と全体の落札率等が上がっているわけではないというようなことから、16年度から今度全部の工事について、これも今まだ試行という中でやっておりますけれども、全部の予定価格を事前公表してやっております。

そうしますと、16年度から18年度まですべて94%台の落札率ということで推移をしているということで、今のところ平均落札率においては高どまりになっていないのかなというような状況にあります。

それで、そういうことを考えて、今後を変えていくのかという点でございますけれども、今の土別のこの落札率の状況だけを見ると、即変えなければならないというような状況にはないのかなとは思いますが、国の方でも事前公表の入札をしていて、各地でやはり落札率がだんだん高くなってきたということがありまして、今年の5月か6月に、国の適正化の指針が出されたところですが、その中で、事前公表入札にそういう高くなっていく弊害が生じた場合、取りやめも含めて適切に対応していくと、あるいは一般競争入札等、そういったものについても、入札制度についてそのものについて見直していきなさいというような方針がつけ加えられております。

今のところ土別は平均では上がっていませんけれども、今後上がっていくというようなことになれば、今も試行という中でやっておりますので、それらについては即制度の改正ということも考えていかなければならないというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 積算の基礎になる積算単価は道単価使っていらっしゃるんでしょう。この道単価は、業者なんか全部持っていますからね、市の積算と比較的近くなるというのは、これは当然だと思うんですけども、そして同時にですね、今コンピューターの時代ですよ。いいソフトが売られているということです。だから道単価や何かだて、あの本はマル秘だなんていうふうに書いてあるけれども、マル秘だていうやつが堂々とまかり通っているわけだから、道や市がマル秘だよと言ったって、それは見積もりをする業者のところにもきちっと渡っているというのが実態なわけですよ。

だから、そういう点では、やはりいかに競争入札の競争の原理を働かせて、比較的低い落札金額に落とさせるのかというのは、公共事業やそれから市の財政にもかかわる問題だと思うわけですよ。

私は、今、土別ですぐ適用できるかどうかは別だけれども、電子入札でありますとか、ある

いは郵送による入札でありますとか、それから全部を先ほど申し上げましたけれども、何でもかんでも事前公表すればいいというのではなくて、さまざまなやはり形態も考えていくべきではないかと思うんだけれども、こういう入札状況に対する電子入札だとか、こういうものに対する市の考え方はどういうふうに思っているんでしょう。

委員長（神田壽昭君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

電子入札の関係につきますと、メリットとして入札参加者同士が顔を合わせないといったようなことから、不正防止につながるというような面もあるようでございますけれども、大部分が指名登録業者の登録事務、それとか指名通知事務、それとか入札事務、そういったもの、発注者側、それと受ける業者の受注者側、そういったものの事務の利便性を図るといったような目的でやられているようで、都道府県とか大都市で大きな広い範囲の中から業者を募ってやるということになると、入札会場までの移動の手間とか、そういったこともかからないということで、かなり利便が図られると考えておりますけれども、今、土別の入札の形態で地元業者を指名してやっているという部分でいくと、まだそこまでの必要性がないのかなというような考えがあります。

ただ、今、国土交通省の方で平成22年までの目標でそういったものを推進するプログラムをつくって自治体の方に普及していくというような考えもあるようでございます。そうなりますと、電子入札する際の今でいけば、市で独自でソフトをつくったり、業者さんもそのソフトに対応した機器を導入するといったような負担があるわけですがけれども、国が導入したものと同じようなものを入れられようになれば、お互いの負担が減って行って、事務の簡素化になるということになれば、そういった時点では考えていかなければならない、今後の大事な課題だというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 皆さんも御承知のように、知事がですね、官製談合で逮捕されたり、この近くでは、旭川の向こうの建設水道部長がね、逮捕されたりなんていうことがあって、随分とやはり行政に対する国民の不信もあるところでありますので、ぜひ入札制度の改善や改革も含めて、そして公正なやはり、そして情報公開がきちんとされる入札制度にしていく、そのことが行政の信頼を受けることにもつながるので、絶えず国から言われたから直すというよりも、やはり本市独自でも入札制度の改善を研究しながら、行政の運営に当たっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次、敬老バスの問題でちょっとお聞きしたいと思うんだけれども、1つはですね、朝日で合併前まで朝日独自で通院費のバスの助成制度というのをつくってやっておられました。朝日で独自にやっていた通院費の助成制度、これは1年ずつ、これ70歳以上の方というふうに、これを年度順に年齢を引き上げていくというふうになっているようでございますけれども、この内容と17年度の実績について、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 川村保健福祉課長。

保健福祉課長（川村慶輔君） それでは、高齢者と通院助成の状況等について御説明をさせていただきます。

高齢者通院費助成制度につきましては、朝日町以外の医療機関に通院している方に対して通院交通費の一部を助成することにより、交通費の負担軽減と健康増進を図ることを目的に、朝日町内に居住する満70歳以上の高齢者、老人医療の助成に関する助成の対象者及び人工透析を受けるため通院が必要な方を対象に、平成10年度より実施してきた制度であります。

助成の内容につきましては、満70歳以上の方及び老人医療助成対象の方にあつては、月2回の通院回数を限度に、人工透析をする方にあつては、月4回の通院回数を限度に通院交通費の2分の1をそれぞれ助成するものであります。

合併に当たりまして、事務事業調整をした結果、平成17年9月1日から満74歳以上の方が敬老バス乗車証交付対象者となりましたことから、経過措置として本通院費助成の対象者を高齢者にありましては、平成17年度は満70歳から73歳、平成18年度につきましては満71歳から73歳、平成19年度は満72歳から満73歳、平成20年度につきましては満73歳の方を対象としたところであります。そのほか老人医療助成に関する助成対象者及び人工透析を受けるため通院が必要な方にあつては、満74歳未満を対象としたところであります。

この結果、合併時における高齢者等通院助成制度の申請がありました対象高齢者125名中88名の方と人工透析で通院されている5名の中1名の方が、敬老バス乗車証の交付対象者となったところであります。このうち高齢者で72名の方、人工透析で1名の方が敬老バス乗車証の交付を受けたところであります。

したがいまして、敬老バス乗車証の交付対象外の37名と人工透析で通院されている方4名の方につきましては、継続して高齢者通院費助成制度の対象となっているところであります。

また、敬老バス乗車証の交付対象であるにもかかわらず、敬老バス乗車証の交付を受けていない高齢者16名の方がいらっしゃいますが、この方々につきましては、通院実績がないか、もしくは自家用車で通院が主な方と判断しているところであります。

なお、平成17年度助成額の実績について御説明させていただきます。

73歳以下の方の利用につきましては37名で、助成額26万7,000円、74歳以上の方では88名の方で36万1,000円、人工透析で通院されている方5名、17万3,000円、そしてもう一つ、特別養護老人ホーム入所者が通院移送するために利用していた分ということで19名で5万5,000円ございます。合わせて149名の方の御利用があり、総額で85万6,000円を助成したところであります。

以上で説明を終わりたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 朝日の通院助成の問題で、今答弁なされましたけれども、それで朝日は74歳以上、土別の敬老バスの適用になっている、交付している乗車証、人数とこれまでの実

績でどのぐらい利用なさっているんでしょう。

委員長（神田壽昭君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

朝日地域の利用実績でございますが、これは合併後の7カ月間ということでございます。74歳の方につきましては、延べ回数264回で15万8,400円となっております。また、75歳以上の方につきましては、延べ乗車回数2,185回で、131万1,000円、合計いたしますと、2,449回で146万9,400円となっております。

それと、朝日地域の合併時におきます乗車証の交付でございますが、これにつきましては、対象人員には特養入所者数は除いてございまして、74歳の対象者38人に対しまして交付した者10名、それから75歳の対象者274人に対しまして交付した数は115名となっております。合計で125名の方に合併時において乗車証を交付しているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それまでは、朝日の74歳以上の方々というのは、病院に通院するときには助成の対象になったけれども、これはもう健常者なんかは対象にならなかった。これが本市と合併になって、74歳以上の人たちが対象になるという点では、本当に喜ばれているところです。病院に通院している方も、通院した半分の補助ですから、2分の1の補助ということですから、その点では74歳以上の方は100%、これは敬老バスの乗車証発行ですから、これは非常に喜ばれているということが言えると思うんです。

ただ、もう一つを考えますと、1歳ずつ年齢を下げていくところ言うんだけれども、病院に例えば通院するそういう方だけでも、私は前にも言ったけれども、多寄でありますとか、上士別だとか、温根別だとか、今度は朝日も入るんだけれども、せめて病院に通院する方たちのやはりバス代を2分の1になるのか3分の1になるのか別にしても、そういうことをやっぱり考えるべきではないかということを質問したことございますけれども、朝日なんかもこれらを年齢制限で削っていくのではなくて、というのは70歳～73歳まで37名ぐらいしかいないということですよ、病院の通院で利用しているのは、17年度の実績を見るとですよ。そして、大体26万7,000円だとかいうわけですよ、病院に通院している人への73歳までの助成でいえばね。

だから、そういう点では、上士別や多寄や温根別、こういうところも含めて通院する場合には、一定のやはり助成なんかを考えると、そういうことを私はぜひ検討していただきたいと思うんだけれども、この点は検討されたことあるんでしょうか、人数も含めて。この点はいかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） お答えいたします。

今、斉藤委員さんからですね、朝日の、あるいは年齢、更に上士別、温根別地域のそういった通院されている方々においてもですね、やはり検討されたことがあるのかということでございますけれども、そういう特定の人に絞って検討をしたことはございません。

ただ、年齢が今74歳で試行しているという段階で、1歳切り下げてといいますか、年齢を下げて73歳からはどうかということについて部内でも検討した経過がございますけれども、それについては至っていないというふうな現状です。

なお、上土別、温根別地域の奥地とこうなりますと、朝日町にあって、大体の同様な距離と運賃の負担ということになるかと思えますけれども、こうした方々をですね、今現在、今の財政状況の中でですね、それらの人を対象に拡大をしていくことについては不可能であるというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 実施をしないものを検討しなくてもいいべやというんじゃなくて、やはりどういうものかという点で、これは今後ぜひ検討してみてください。通院費に例えば1歳年齢下げるとどうなのかと、それから73にするとどうなのかという点は検討していただいたということなんでしょうけれども、この点はそうしたらどういう検討を、負担の関係ですね、市の財政負担になることだから、それはどういうふうに検討されたのか、この際お聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） 私の方からお答えいたします。

今までバス路線の確保対策につきましてはですね、一般的なお話の中では、敬老バスの年齢引き下げにより委託料収入が土別軌道の方に入ってくる。そういったことで、例えば廃止路線代替バスのように収入と支出の差し引き分、つまりは赤字分を補てんする上においてはですね、敬老バスを増やしたとしても、市の全体額、バス路線確保対策に伴う委託料、あるいは補助金を出しているものですから、変わらないのではないかと、こういったいろいろな考え方の中で、これまで例えば13年度からこういった年齢引き下げの議論がなされていく中でですね、こういった考え方の中で、たしか15年だったと思うんですけども、今まで75歳の年齢を74歳に引き上げてきたと、こういった経過が今まで過去にあるわけでございます。

しかしながら、敬老バスを多く利用される市民の方々というのは、赤字を補てんする廃止代替路線バスの利用者では、この方も多くはいるわけでございますけれども、それ以上にですね、相当数が市内バスを利用していると、こういう状況になってきているわけでございます。つまり市民が多く利用する市内バスの場合に赤字が出たとしましても、これ赤字補てんにつきましては、土別軌道バスとの取り決めの中で、最大限300万円から400万円というのが上限というふうに定められておりますので、こういった補助を出しておりますので、年齢引き下げに伴う増収そのものがですね、そのまま市費の大幅な減額にはつながらない、こういった面も最近は特に出ているわけでございます。

加えて土別軌道におきましても、これまで数多くの経営努力をいたしてきたわけでございますけれども、そうした中で、相当な営業単価の引き下げ、こういったこともしてきておるわけでございますけれども、土別軌道におきましても、更なる経営努力につきましてはですね、やはり一定程度の限界、こういったことも十分に考えられるわけでありまして、今後を見ますと

ですね、運行経費そのものも増加傾向ということもですね、私どもとしては考慮していかなければならないだろうと、そういったこともあるわけでございます。

更に、13年度と18年度を比較させていただきますと、バス路線確保対策費と敬老バスの運行経費を合わせた合計につきましては、13年度が約6,300万円となりまして、18年度が5,800万円となるわけでありまして、これに川西のデマンドバスの国庫補助金が途中で打ち切られていると、こういったことを考えますときに、19年度においてはですね、やはり6,000万円程度の支出になるのではないのかと。ほぼ13年度と19年度を推計した場合にもですね、ほぼ同額程度にはなるのではないかなと、こういうふうを考えるわけでございますけれども、ただ、13年度と18年度を財政環境そのものをですね、比較した場合に、例えば市税収入においても、1億円程度の減額になっていると。そして、地方交付税そのものも13年度と18年度比較いたしますと、17億円、これは実質負担額で、臨時財政対策債等を含んだ実質負担額の地方交付税でございますけれども、17億円程度の減となると。こういった財政環境もですね、やはり大きく変わってきている状況にある。こういったもろもろの状況を考慮いたしますと、委員のお話にありました73歳という考え方でございますけれども、今後の財政環境等々踏まえた場合にはですね、やはり今の74歳の敬老バス、この線をですね、何とか維持していきたいと、今のところはそのように考えているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 確かに土別軌道も相当経営改善含めてですね、1キロの走行に対する単価なんかも下げて努力もしてらっしゃって、これ以上はもう大変だとうおっしゃるんですけども、そうすると、今あれですね、74歳以上のバスの助成金というのは、全部でどのくらい2,000何百万だと思っただけでも、どのくらいかということと、もしこれが全部敬老バスやめたから、これが全部なくなるわけではないと思っただけでも、やはり敬老バスの乗車証を出しているから、これだけ伸びているんだということも言えると思っただけでも、ここの相関関係といいますかね、何か今の総務部長の話だと、市内バスはもう300万円で限度なんだから、農村の方は余り乗らないんだから、敬老バスなんか大した貢献になっていないんだと、こういうことなんだけれども、それではそういうことをはっきりおっしゃるのであれば、具体的にどんな計算をなされたのか、計算式をこの際、お示しいただきたいと思っんです。

委員長（神田壽昭君） 林企画課長。

企画課長（林 浩二君） お答えさせていただきます。

この関係につきましては、平成13年予算委員会の中で、齊藤 昇委員の方から御質問がありまして、平成14年一般質問の中で、1歳引き下げという御意見がありまして、現在74歳の1歳引き下げた状態で施行ということになっております。それぞれ先ほど保健福祉部長なり、総務部長の方からそれぞれお答えさせていただきました。

それで74歳の部分の一つの影響額ということでありますけれども、土別地区におきましては、

敬老分で申し上げますと、161万円でございます。朝日地区で申し上げますと、15万8,000円でございます。これで足し算いたしますと、約177万円ぐらいです。

そこで、実際営業収益的にはどうなるかということでございます。ただいま総務部長の方からもお答えしましたとおり、土別軌道におけます営業収入の推移を見ますと、平成13年ちょうど斉藤 昇委員が質問された段階で、いわゆる市内バスの3系統の収入ベースでいたしますと、1,010万円程度、これが平成17年度になりますと1,740万円、約700万円程度上がっているところでございます。

そこで一番問題になっております廃止代替路線、この部分につきましては、いわゆる走った部分に対して、それから費用、いわゆる欠損分に対して道の方から10分の1の補助がございます。その残りの10分の9については、行政が委託料という形で負担しておりますので、何とかこの10分の9の委託料を減らさないことには、総額の論議からはですね、ちょっとずれてまいりますので、本当はここで廃止代替分ですね、この部分が本来敬老部分で影響が出てきてほしいところなんですけれども、土別軌道の営業収益で見ますと、廃止代替路線、いわゆるこの中で平成13年、これが510万円程度、路線の合計額でございます。平成17年度にいきますと、680万円程度ということで、敬老分が実質500万円程度上がっている割には、なかなかこの廃止代替路線の方にですね、その効果が見られてこない、その原因といたしますと、いわゆる交付実績の中で、どうしても町中に暮らしている方が絶対的に多いということからいたしましても、どうしても武徳、多寄、温根別の方から利用される方については、ある一定程度年齢1歳引き下げたにしろ、限界があるのかなと思っている次第でございます。

以上でございます。

委員（斉藤 昇君） 正直に言えないかな、おれな、ちゃんと調査があるでしょう、いろいろな点で、それでよくなっているんだって言うていたでしょう、非公式には。今言っているのは、だんだん後退していつているでしょう。

委員長（神田壽昭君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 正直申し上げますと、第2種生活路線を維持する朝日土別線のために軌道としては一定の料金の割り振りというのがあったような経過はもちろんあったわけございまして、そういった形の中で、市の負担を極力上げないというような努力も軌道の方ではしていただいていた今日まででございます。

それで、74になるときにも、同じお金を出すときに、敬老で出しても委託料で出しても、総額で変わらないのであれば、それは1歳引き下げることによって、やはり利便性が上がるというような足し算の意味では、足しても引いても変わらなかったという状況があって74までという一つの判断をいたしたという経過がございます。

ところが、今、仮に73というような形で引き下げるとい状況は、同じ議論でやれるんですけど問題はないんですけれども、そのやはりどちらで出しても総額は変わらないという理論が成り立たなくなってきたという実態がございまして、実際にそういった1歳引き下げることによ

って、市の負担が増えていくというような背景が出てきたと、それには当然、言いますように軌道の運行経費の圧縮をやってきて、そういう経過があったわけでありまして、それがなかなかそういう状況から、今後はそういうものが見込めないというようなことがありまして、結果としては、この74まで引き下げたものについての試行という段階ではやってきておりますけれども、これについては可能な限り継続をしていきたいというように考えておりますけれども、更に1歳を下げるということについては、そういった状況が新たな背景があるということで、今のところは難しいという判断に立っているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今、助役おっしゃった、市長さん後ろ向いてしらっしゃったからちょっと聞いていなかったんでないかと思うんだけど、私は確かに今、助役がおっしゃったように、士別軌道のこういう決算なんかを見ましても、手いっぱい努力もなさっているし、市の財政も本当に厳しいと、しかし同時にですね、やはりこういう高齢者に対するいろいろな負担が急増しているという、そんな状況もかんがみながらですね、やはり高齢者の皆さんがそういうバスの無料化によって社会にやはり出て歩けるという問題なんかもございますし、ういうことを考えますと、大いに利用もなさっていただきながら、健康なやはり老後を送っていただくなんということも考えますとね、ぜひ市長さんにおかれましても、74はひとつ確保するというふうに助役もおっしゃっていましたが、市長の温かい答弁をこの際、求めておきたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 田菫子市長。

市長（田菫子 進君） 齊藤 昇委員の過去の御努力で1歳引き下げになったという中で、本当にそういう過去に一生懸命高齢者に対する熱い思いを受けて議員活動をされてきたことにまず敬意を表したいと思っておりますが、今、話を伺っておりますですね、私も本当に、先般市長と語る会に朝日町に入ったときに、特にそのことを感じました。そのときに、高齢者の方が訴えておりましたのは、市立病院に来た場合に、そのバスの時間に合わせて診療を調整していただけないものかどうかと、それでしかも午前中で外来が終わるということになっちゃったら、その後、タクシーで帰っていると、これを聞いたときに、すごい料金になるなと思って、頭を突は痛めた経過があるわけでございます。

今、もうあえて言うこともないんですけれども、こういった経常的な経費は、政策として一時的に対応して進むことには、やはりとった以上はなかなかならないんじゃないかと、気がついてみたら、本当に債権団体のがけっ縁に立っていたということになると、これは市長としての大きな責任も背負っていかねばならんと、しかし、今、齊藤委員が御質問されていた趣旨、あるいは私も市長と語る会に現地に臨んで生のそういった苦しんでおられる大変な人方のことも聞いてきておりますので、今、この74歳というのは、これはもう試行という形はとっておりますけれども、これはそうやったから、ある時期来たら結論を出してしまうということ

なくて、当分、私はこれは続いていくんでないだろうかと。

あわせてその後のことについては、どうするかということについては、今、総務部長も財政問題、盛んに交付税の話もされておりましたので、そういったことで、交付税が今、新型交付税云々議論されておりますけれども、どういう結果が出てくるのか皆目ちょっと今、我々にも見当つかないので、そういった時期があったときには、やはり今言ったような高齢者に対する視点というものをしっかりと愛情を持って、行政の中にそれは脈を打っておかなければならんと、私はそのように思っておりますので、御理解いただければと思っております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） あと最後にですね、市の所有の土地の管理の問題でございますけれども、やはり市民に向かっても、あるいは土別から出ていっても、土地を持っている所有者なんかのところにも、やはり草刈なんかはきちっとした正常な管理をしておくよということをしている反面、市の市所有地がやはりきちっとした管理もされていないという問題は、本議会でも話題になったり、私どもにもそういうことが寄せられているのでございますけれども、この市所有地の管理の状況、これはどういうふうになっていらっしゃるのかということと、そういう市民からのやはり声がありますので、善良な、優良なやはり管理をしておくようにしていただきたいと思うんですけども、これについて伺っておきたいのと、もう一つは、休んでいる市有地ですよね、よく17年度は財産収入がない、余り売られていないんだと思うんですけども、私どもなんかは、財産何でもかんでもあるから売ればいいというもんじゃないという話をするんですけども、一つは、そういう土地のやはり財産処分の考え方と、それから将来土別にやはりそういう広い土地なんかは、安易に売るべきではないというふうにも言い続けてきましたし、土地の利用計画なんかやはり考えながらね、計画を立てながら進んでいく必要があるのではないかと、こう思うんですけども、この管理の状況や管理の到達点と、今後の方向、それから財産処分の仕方と土地の市有地の利用計画、こういったものについてどうお考えになっているのか、この際、この点だけ伺っておきたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

まず、遊休地の草刈り等の管理の関係ですけれども、市の遊休地、かなりたくさんあるわけですけれども、その中でも特に町場の中で、草等伸びていると、住民の方に迷惑をかけるというようなところ、南郷プールの横とか雇用促進住宅の横、あるいは旧図書館とか旧競馬場のあと、旧河川事務所、中央郵便局の裏とか、そういったところがあるわけですけれども、これらについては、できる限り草刈りはするようにしているんですけれども、わずかなお金ですけれども、その経費の面なんかも考えまして、例年6月、お祭り前に草刈りを1回実施して、その後、市民の方から苦情といいますか、もうそろそろ切ったらいいんじゃないのかというような声をいただくときがありますので、そういうときによっては刈ったり、あと雨なんかが多かったら、草がたくさん伸びていると、そういうような状況あったときには、刈るようにしている

ところです。

ただ、委員さんもお話にありましたように、前の委員会でもその草刈りの状況が十分でないというようなことも反省いたしまして、17年度よりは18年度、回数は若干増やしたといったところです。ただ、どうしても、いつも雨降った後で全部見て回るわけにもいかないということで、中にはまだもうそろそろ草を刈ってほしいというような要望も実際あるところでございます。そういう面についても、できる限り場所いろいろ点在していて把握難しい面もありますけれども、できる限り今後も気をつけて対応していきたいというふうに考えております。

それと財産の遊休財産の利用計画とか処分の関係ですけれども、将来、市の方でどうしても有効な利用活用計画がないような土地、例えば100坪程度の土地で、そういったものについては公共施設をつくるか、そういった予定のないようなところ、こういうものにつきましては、隣接者へ処分したり、あるいは住宅用地を求めているような市民の方に提供するということで、公売によってこれまで処分をしてきております。

それで、そのほかに市の所有の土地でその上に長い間、住宅を建てて住んでおられる方、貸し付けで住まれているわけですけれども、そういう方とも時間をかけて協議して、処分をしているというような状況にあります。

それで今後といたしまして、そのように一般住宅に適しているような土地については、今後も公売をかけていきたいということで、例えば郵政官舎の横の土地、あるいは季節労働者会館が壊されましたので、その跡地、それとか東1条15丁目の雇用促進住宅の横の土地、こういったものについては、以前にも公売かけた土地もありますので、これらについては公売などで処分をして財源の確保というのを図っていきたいというふうに考えております。

ただ、そのほかの市内の一団の大きな土地ということになりますと、今、ホームマックの横の方に2,000平方メートルの土地、あとは旧河川事務所の跡地として6,000平方メートルほどあります。それと南郷プールの跡に3,000平方メートルほどの大きな土地があるわけですけれども、これらの土地については、残された市内の中の一定程度まとまった土地ということで、今現在即どのような今後利用をしていくかという計画はないところですけれども、貴重な財産ということで、これについては財源確保のためにすぐ売るとかということは考えておりませんで、今後、その土地の利用計画を十分検討して活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 4時25分閉議)